

令和4年 第4回

甲佐町議会12月定例会会議録

令和4年12月9日～令和4年12月13日

熊本県甲佐町議会

令和4年第4回甲佐町議会（定例会）目次

○12月9日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議長の諸般の報告について	4
日程第4 町長の提案理由の説明について	4
日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について	5
日程第6 同意第3号 甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて	7
日程第7 承認第10号 専決処分等の報告及び承認について （専第11号 令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第4号））	8
日程第8 議案第53号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について	12
散会	14

○12月12日（第2号）

出席議員	15
欠席議員	15
本会議に職務のために出席した者の職氏名	15
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	15
開議	17
日程第1 一般質問	17
散会	44

○12月13日（第3号）

出席議員	45
欠席議員	45
本会議に職務のために出席した者の職氏名	45
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	45
開議	47
日程第1 議案第54号 甲佐町地域力持続化基金条例の制定について	47

日程第 2	議案第55号	甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に 関する条例の制定について……………	50
日程第 3	議案第56号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う 関係条例の整理に関する条例の制定について……………	56
日程第 4	議案第57号	甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正 する条例の制定について……………	59
日程第 5	議案第58号	町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の 議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について……………	61
日程第 6	議案第59号	財産の取得について (甲佐町立小・中学校パソコン及び電子黒板購入) ……	63
日程第 7	議案第60号	甲佐町交流拠点施設指定管理者の指定について……………	65
日程第 8	議案第61号	甲佐町総合保健福祉センター施設の一部における指定 管理者の指定について……………	68
日程第 9	議案第62号	令和 4 年度甲佐町一般会計補正予算 (第 5 号) ……	71
日程第10	議案第63号	令和 4 年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) ……	82
追加日程第 1	議案第64号	令和 4 年度甲佐町一般会計補正予算 (第 6 号) ……	85
日程第11		議会活性化に関する調査特別委員会からの中間報告の申し出について…	89
日程第12		議会運営委員会行政視察研修報告について……………	89
日程第13		総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………	89
日程第14		産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………	89
日程第15		議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………	90
日程第16		議会活性化に関する調査特別委員会からの閉会中の継続審査 の申し出について……………	90
閉会		……………	91

1 2 月 9 日 (金曜日)

令和4年第4回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第1号）

1. 招集年月日 令和4年12月9日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会・開議 12月9日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 12月9日 午前10時46分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲 斐 良 二	2番 甲 斐 高 士	3番 田 中 孝 義
4番 鳴 瀬 美 善	5番 森 田 精 子	6番 佐 野 安 春
7番 荒 田 博	8番 宮 本 修 治	9番 福 田 謙 二
10番 井 芹 しま子	11番 宮 川 安 明	12番 本 田 新

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北 畑 公 孝 議会事務局書記 後 藤 理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長 奥 名 克 美	副 町 長 師 富 省 三
会 計 管 理 者 渡 邊 友 美	総 務 課 長 北 野 太
企 画 課 長 古 閑 敦	地 域 振 興 課 長 荒 田 慎 一
くらし安全推進室長 永 井 恒 一	税 務 課 長 奥 名 雄 吉
環 境 衛 生 課 長 白 石 亨	住 民 生 活 課 長 橋 本 良 一
健 康 推 進 課 長 上 古 閑 一 徳	福 祉 課 長 宮 崎 貴 美 代
農 政 課 長 井 上 幸 介	建 設 課 長 志 戸 岡 弘
会 計 課 長 渡 邊 友 美	町 民 セ ン タ ー 所 長 中 林 健 次
教 育 課 長 蔵 田 勇 治	学 校 教 育 課 長 吉 岡 英 二
社 会 教 育 課 長 後 藤 喜 治	
農 業 委 員 会 事 務 局 長 井 上 幸 介	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 北 野 太

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

7番 荒 田 博 8番 宮 本 修 治

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議長の諸般の報告について

日程第4 町長の提案理由の説明について

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第6 同意第3号 甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて

日程第7 承認第10号 専決処分の報告及び承認について

(専第11号 令和4年度甲佐町一般会計補正予算(第4号))

日程第8 議案第53号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。

これより、令和4年第4回甲佐町議会定例会を開会いたします。

今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、議員、執行部及び事務局職員は、マスクを着用することにしております。

また、傍聴者におかれましてもマスク着用の上、指定された座席での傍聴にご協力をお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮川安明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、7番、荒田博議員、8番、宮本修治議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（宮川安明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件は、議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

12番、本田議会運営委員長。

○議会運営委員長（本田 新君） ご報告いたします。

先の定例会において付託を受けておりました令和4年第4回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告いたします。

去る11月29日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、行政係長、財務係長の出席を求め、正副議長を交え、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配布の通り会期を本日12月9日から13日までの5日間と決定いたしました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の提案理由の説明及び諮問案件、人事案件、承認案件、同文議決案件の審議、10日及び11日は議案調査のため休会、12日は一般質問、13日は条例案件、財産の取得案件、指定管理者の指定案件、令和4年度一般会計補正予算並びに特別会計の補正予算及びその他議会提出案件についての審議、以上のとおり、議会運営委員会では決定いたしましたので、議員各位におかれましては、よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げ報告といたします。

○議長（宮川安明君） 会期の日程については、ただいま本田委員長の報告のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、ただいまの本田委員長の報告のとおり、本日12月9日から13日までの5日間と決定いたしました。

諮問第1号人権擁護委員候補の推薦について、同意第3号甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて、承認第10号専決処分の報告及び承認について、議案第53号熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、議案第54号から議案第58号までの条例の制定について、議案第59号財産の取得について、議案第60号及び議案第61号の指定管理者の指定について、議案第62号令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）、議案第63号令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、その他議会提出案件を一括上程いたします。

日程第3 議長の諸般の報告について

○議長（宮川安明君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告及び議員派遣の報告については、議席に配布のとおりですので朗読を省略いたします。なお、本日まで受理した請願は請願文書表の通り所管の常任委員会に付託しました。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の提案理由の説明について

○議長（宮川安明君） 日程第4、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆さん、おはようございます。

本日は令和4年第4回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙のなかにご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

早いもので今年も残すところ、あとわずかとなりました。今年1年を振り返ってみますと大きな災害はなかったものの、やはり今年も新型コロナウイルス感染症対応の1年だったかと感じております。夏に起きた第7波におきましては子供などの若い世代を中心に全ての年齢層に感染が拡大しましたが、ワクチンの効果もあつてか重症者は増加しなかったものの、本町においても多くの方々が感染をされました。現在においてはオミクロン株対応ワクチンの接種を進めているところであり、第8波の感染拡大が生じた場合においても重症化防止が図られるよう取り組んでいるところでございます。

そのような中にありながらも今年は3年ぶりに各イベントなどの再開の年でもありました。春のやな場のオープンから夏の鮎まつり、秋の産業文化祭、冬の10マイルロードレース大会と感染対策を図りながらではありましたが町に活気と賑わいを呼び戻せたのではないかと感じております。特に先日の10マイルロードレース大会におきましては、国際競技者の部においてベナード・コエチ競技者が世界最高記録を出し、一般競技者の部では

難波天競技者が日本人の大会新記録、女子5キロの部では田中希実競技者が大会新記録を出すなど3年ぶりの開催と国内一線級の競技者の出場により大いに賑わいを見せた大会となりました。

それでは今期定例会に提出いたしております各議案についてご説明を申し上げます。

今期定例会にご提案をいたしております案件は諮問案件1件、同意案件1件、承認案件1件、同文議決案件1件、条例案件5件、財産の取得案件1件、指定管理者の指定案件2件、補正予算案件2件の、合わせて14件でございます。

まず諮問案件といたしましては人権擁護委員候補者の推薦についてを、同意案件といたしましては甲佐町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを、承認案件といたしまして令和4年度甲佐町一般会計補正予算第4号に係る専決処分の報告及び承認についてを、同文議決案件については熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを、条例案件といたしましては甲佐町地域力持続化基金条例の制定について、他4件を、財産の取得案件につきましては甲佐町立小・中学校パソコン及び電子黒板を取得することについてを、指定管理者の指定案件については甲佐町交流拠点施設指定管理者の指定について、他1件をご提案いたしております。

次に補正予算案件といたしましては、まず令和4年度甲佐町一般会計補正予算第5号について、主なものといたしまして総務費に地域力持続化基金積立金として1億円、商工費ではキャッシュレス決済プレミアムポイント事業運営業務委託料に1,588万4,000円、電力ガス等価格高騰重点支援事業支援金に2,000万円、土木費では社会資本整備交付金の確定に伴う1億3,316万2,000円の減額調整などを行い総額で2,452万9,000円を追加し、80億5,914万4,000円といたしております。

次に令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算第2号につきましては、主に高額療養費などの増額補正などを行い総額で223万5,000円を減額し、15億1,696万3,000円といたしております。

以上、今期定例会にご提案をしております各議案についてご説明を申し上げましたが、各議案のご審議の節は各担当課長等に説明をいたさせますので、適切にご議決をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。宜しくお願ひ申し上げます。

○議長（宮川安明君） 以上で町長の提案理由の説明を終わります。

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（宮川安明君） 日程第5、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 諮問第1号について説明申し上げます。諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいの

で、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

記、氏名、沼田峰子、令和4年12月9日提出、町長名です。

提案理由につきましては、現委員である同氏が令和5年3月31日で任期満了となるためでございます。どうぞよろしくお願いいたします

○議長（宮川安明君） 次に町長の推薦理由を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは推薦理由を申し上げます。ただいまご紹介にありました候補者は平成26年4月に人権擁護委員の委嘱を受けられ、3期9年間住民の基本的な人権を擁護し自由人権思想の普及に努めてこられました。現在は熊本人権擁護委員協議会の子ども委員会副委員長として活躍をされております。

また民生委員として平成15年7月から平成19年11月まで活動をされ、現在は甲佐町社会福祉協議会の第三者委員や乙女小学校運営協議会委員、上益城保健衛生協会指導員としても活躍をされております。このように広い知識と豊富な経験をお持ちであり人格識見ともに高く、引き続き人権擁護委員としてご尽力いただける適任者として推薦をするものでございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

森田議員。

○5番（森田精子君） 5番森田です。ただいま町長の方からも推薦理由のご説明がありましたけれども、現委員である沼田氏は地域の信頼も厚く、これまで人権問題や相談にも真摯に取り組まれている姿勢は高く評価できますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決します。

本諮問については候補者として適任である旨の意見を添えて答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、本諮問は候補者として適任である旨の意見を添えて答申することに決定しました。

日程第6 同意第3号 甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて
○議長（宮川安明君） 日程第6、同意第3号「甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは同意第3号についてご説明いたします。同意第3号、甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて。

下記の者を甲佐町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記、氏名、鍬田桂一郎、令和4年12月9日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、現委員である同氏が、令和4年12月21日で任期満了となるためということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） 町長の選任理由を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。教育委員会委員としてご提案をいたしております鍬田桂一郎氏は宮内小学校PTA会長、甲佐町PTA連絡協議会会長を歴任をされ、ご承知のように平成22年12月から12年間教育委員としてその職責を全うしてこられ、本町の教育にご貢献をいただいているところでございます。このような氏の教育行政に対する豊かな経験と見識を高く評価しており委員として適任であると判断し、引き続き任命したいので議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番。同意第3号、甲佐町教育委員会委員の任命につきましてでございますけれども、現委員の任期満了に伴う再任への同意でございますが当該委員のこれまでの職責や培われてこられました経験等を更に活かし、町の教育行政の更なる発展に寄与していかれるものと確信するものであり、何ら異議なく賛成とさせていただきます。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから同意第3号「甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて」

を採決します。

本案は、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号「甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて」は同意することに決定しました。

日程第7 承認第10号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮川安明君） 日程第7、承認第10号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは承認第10号についてご説明申し上げます。承認第10号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

令和4年12月9日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。専第11号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和4年9月28日、町長名です。

記、1、令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）。

次の次のページをお願いいたします。

令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）。

令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,889万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億3,461万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の追加は「第2表地方債補正」による。

令和4年9月28日、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款15、国庫支出金に8,709万7,000円を追加し、15億893万2,000円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。

款16、県支出金に70万円を追加し、5億206万1,000円としております。1の県負担金です。

款19、繰入金に80万円を追加し、5億853万円としております。1の基金繰入金です。

款22、町債に30万円を追加し、5億2,530万円としております。1の町債です。

歳入合計、補正前の額79億4,571万8,000円に、8,889万7,000円を追加し、80億3,461万5,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款3、民生費に8,607万円を追加し、20億4,013万2,000円としております。1の社会福祉費、3の災害救助費です。

款4、衛生費に172万7,000円を追加し、6億2,949万5,000円としております。1の保健衛生費です。

款8、消防費に80万円を追加し、3億4,527万4,000円としております。1の消防費です。

款10、災害復旧費に30万円を追加し、256万8,000円としております。3のその他公共施設・公用施設災害復旧費です。

歳出合計、補正前の額79億4,571万8,000円に8,889万7,000円を追加し、80億3,461万5,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、地方債補正です。1の追加です。

起債の目的、災害復旧事業債。限度額30万円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年5.0%以内。ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又繰上償還もしくは低利債に借換えすることができる。

本補正予算の主なものは国が進める価格高騰緊急支援給付金、その他コロナワクチン対応予算及び台風14号関連予算の追加となっております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行いますけれども、質疑については歳入歳出全部について質疑を行います。歳入歳出全部についての質疑をお願いします。何か質疑はありますか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 町債ですけれども30万円ということで額はそれほどあれですけれども、わざわざこの町債をおこした理由についてお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） お答えします。令和4年9月18日におこりました台風14号の接近によりまして井戸江地区におきます飲料水供給施設のポンプを制御する信号線が切断しまして、これを復旧するために工事を行っております。この工事にかかります借入として災害復旧債を活用しておるところであります。以上です。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時29分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 災害復旧にかかります財源措置がありましたので、そちらを活用しているところです。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） この30万円の災害復旧債につきましては交付税措置が47.5から87.5%ということで交付税措置があるということで有利な単独債ということでこれを活用するというようにしております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 他にありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 私も同じ10ページのことなんですけれども、ちょっと聞きたかったんですけども今の総務課長の説明で交付税措置があるということで以前私も焼却場の被災した時にこの制度を利用した経緯があると思うんですけども、思い出したんですけども、今回この町でこのような事業といいますか地方債を利用した災害復旧、なかなか公共債と違ってあんまり出てこないような災害復旧なので、今回の井戸江峡以外にも前例として何か利用された、このその他公共施設・公用施設災害復旧費のこの災害復旧を利用された他の過去に災害等がありますかというのを、もしあればお聞きしたいんですけども。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） ただいま災害復旧債、町の単独債について過去にそのような

実績があるかというご質問でございましたけれども、過去に実績はございました。補助とかが使用出来ないような、町の一般財源だけを使用するような小規模な災害についてはこういった災害復旧債をあてて事業を行った経緯がございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 本専決の主なところ、9ページに価格高騰の支援給付金があります。これは国の制度に従って町もこれを行ったというところだと思いますけれども、この8,200万円の支出について中身を具体的に説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 価格高騰緊急支援給付金の8,200万円についてお答えします。令和4年度の住民税非課税世帯を1,600世帯見込んでおります。それと令和4年の1月から12月までに予期せずに家計急変のあった世帯というところで、その世帯を40世帯見込んでおります。ということで5万円かけるの1,640世帯分の8,200万円となっております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） こういった給付をされる場合、申告というかいわゆる減額されるとか、いわゆる給付される方々に1,640世帯に対してこれを受け取らないとか、そういった申請しなかったから漏れたとかそういった事例とかはあるんでしょうか。これまでも色々本年度か昨年度か10万円給付する事業もありましたけれども、それについて全ての世帯に配られたのかどうか、その実績について報告をしていただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 現在おこなっております価格高騰緊急支援給付金についてですけれども、こちらにつきましては今年度の住民税非課税世帯ということで課税状況が明らかに判明しております世帯に対して通知を出しております。今のところ辞退というところは申し出は出ておりませんが、振込を11月末までに、まず確認書という口座状況とか扶養状況とかを確認していただくということで通知をお出ししておりますので、それが11月末までに帰ってきた世帯に対しては12月13日に1,077世帯振込みを予定しております。辞退というところは今のところ申し出はあっておりません。

過去の令和3年度に実施しました同じような住民税非課税世帯の特別給付金ですけれども、そちらにつきましては辞退の申し出と申請前にお亡くなりになった世帯ということで24世帯が元々対象になっていた世帯で振込みができておりません。それと今年の令和4年度ですと7月ぐらいから受付を開始しました住民税非課税世帯、こちら10万円の分なんですけれどもこちらにつきましては辞退と喪失世帯ですと、辞退の申し出及び申請前に死亡された世帯というのはありませんでした。

対応としましては申請書が出ていないような世帯とか、あるいは未申告の世帯とか課税状況が不明確な世帯につきましては電話連絡や出来る限り訪問等で直接お会いして説明をした上で申請をしていただくような説明と、納得された上での辞退ということで手続きをしていただいております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 今課長の説明に私が質問した趣旨はその通り、いわゆる丁寧な行政手続きをやっていただきたいということでありましたので、その辺しっかりやっておられることに対しては高く評価します。どうもありがとうございました。

○議長（宮川安明君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。承認第10号、専決処分の報告及び承認についてでございますけれども、ただいま報告がありましたように8,800万あまりの追加ということで、主だったものが価格高騰緊急支援給付金、新型コロナウイルス感染症対応事業、台風14号による災害復旧費ということで、この中でも価格高騰緊急支援給付金が8,200万あまりの主だった補正だということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから承認第10号「専決処分の報告及び承認について」を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、承認第10号「専決処分の報告及び承認について」は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第8 議案第53号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○議長（宮川安明君） 議案第53号、「熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） 議案第53号についてご説明申し上げます。

議案第53号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により令和5年3月31日限りで熊本県市町村総合事務

組合から菊池環境保全組合を脱退させ、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。令和4年12月9日提出、町長名でございます。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「、菊池環境保全組合」を削る。

附則、この規約は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由につきましては、一部事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 提案理由で菊池環境保全組合を脱退させとありますけれども、その理由についてお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野太君） この菊池環境保全組合につきましては、菊池広域連合の方に統合されるということでここは保全組合自体は解散されるということでこの組合の中からは脱退されるということでございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

ありませんね。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。議案第53号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてでございますけれども、ただいまの説明がありました通りこの地方自治法の中で菊池環境保全組合さんが菊池広域連合の方に行かれるということで文言の方から菊池環境保全組合を削るということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第53号「熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号「熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について」は原案のとおり可決されました。

○議長（宮川安明君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

明日10日及び11日は議案調査のため休会、12日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前10時46分

1 2月1 2日 (月曜日)

令和4年第4回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第2号)

1. 招集年月日 令和4年12月9日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会・開議 12月12日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 12月12日 午後1時49分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 甲斐高士	3番 田中孝義
4番 鳴瀬美善	5番 森田精子	6番 佐野安春
7番 荒田博	8番 宮本修治	9番 福田謙二
10番 井芹しま子	11番 宮川安明	12番 本田新

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 渡邊友美	総務課長 北野太
企画課長 古閑敦	地域振興課長 荒田慎一
くらし安全推進室長 永井恒一	税務課長 奥名雄吉
環境衛生課長 白石亨	住民生活課長 橋本良一
健康推進課長 上古閑一徳	福祉課長 宮崎貴美代
農政課長 井上幸介	建設課長 志戸岡弘
会計課長 渡邊友美	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 吉岡英二
社会教育課長 後藤喜治	
農業委員会事務局長 井上幸介	選挙管理委員会書記長 北野太

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

7番 荒田博 8番 宮本修治

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 一般質問

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、議員、執行部及び事務局職員は、マスクを着用することとしております。

また、傍聴者におかれましてもマスク着用の上、指定された座席での傍聴にご協力をお願いいたします。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、座席に配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

日程第1 一般質問

○議長（宮川安明君） 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の文書により一般質問の通告は4名です。順次質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、1議員当たりの質問時間をおおむね1時間とし議事運営をさせていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に3番、田中孝義議員の質問を許します。

3番、田中孝義議員。

○3番（田中孝義君） 3番田中です。

一般質問通告書に基づき、質問させていただきます。

今回この質問しますのは近隣の町でもコストコの誘致に成功し、またホテル等が出来て賑わいを見せているところです。

そこでまず企業誘致の実績と計画についてうかがいます。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） それでは企業誘致の実績についてお答えいたします。

企業誘致の実績といたしましては平成では20社の企業を誘致しており、令和になりました2年度に熊本県との連携により令和3年2月に立地協定を2社と提携し、同年2社とも開設をされておりますので、企業誘致の実績としましては令和で言いますと2件という風になります。以上になります。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） 今課長の答弁ございましたが、白旗グラウンドですね、あそこも企業誘致として予定されていたと思いますが、それについてはどうなっておりますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 田中議員おっしゃる通り元白旗グラウンドも企業誘致の用

地として確保しております。そこに誘致を希望された企業がございましたけれども、企業の規模拡大等によりまして今現在の白旗用地では若干狭いということで他所に移行されましたので、今のところ白旗グラウンドについては企業誘致の用地の確保だけで留まっているところになります。以上になります。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） 今答弁の中で、企業誘致について実際は県からの情報収集とかその程度で終わっているのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、一応県との連携を図りながら情報収集に努めているところです。あと企業誘致について相談等もあっております。ただ中々町としては用地を提供できる、情報を提供できる用地等がありませんので、相談を受けているところで終わっている状況にはなっているところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） はい、分かりました。今の課長の答弁等から県からの情報収集を集めているということでしたが、私的にも町民的にも努力されているのかどうか分からない。用地に対する問題も認識しておりますが、個別対応によるある程度の心が見えれば県の対応も変わると聞いております。

特に白旗グラウンドが未だあるのであれば、そういうところでも個別に誘致活動、企業誘致専門、例えば誘致課を設置する等ですね、誘致活動を率先して取り組んでいただきたいと思いますが、お考えはどうでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） それでは企業誘致の取り組みについてお答えしたいと思います。現在の取り組みとしましては今年6月議会にて議決いただきました町内用地を取得し立地される場合に奨励金を創設し、それをPRを図っているところになります。

しかし先ほど申しました通り課題として本町には不動産業者などの町内の土地情報を直接把握する手段がないこともあり、企業自身が土地情報を収集することが困難な状況であるという風には考えているところです。

また、田中議員おっしゃる通り専門部署の設置に関しましては県内においてTSMCが進出されるに伴い市町村によっては課として部署を設置されておられたり、TSMCの立地を経費として道路、水道等のインフラ整備などを含めた形で一時的に組織を設置されるなどの動きがあっているところは把握をしているところです。

ただ、いま企業に紹介出来る用地情報を確保することが必要だというふうに考えておりますので、そのため担当課としましては工業跡地や宅地、雑種地などの所有者に対し今後の土地利用の意向についてアンケート調査を行い、進出企業向けの用地データベースの作成に係る課と協議しながら取り組んでいきたいというふうに検討しているところでございます。

また先ほど申しましたTSMCの関連企業等が近隣市町村をはじめ県内に進出されること

が予想されますので、今まで以上に県と連携を図りながら情報収集には努めていきたいというふうに考えております。

また併せまして企業誘致活動としましては、先ほど申しました甲佐町企業立地促進条例の企業用地取得奨励制度をPRするとともに、アンケート調査の結果で企業用地の情報提供を行うとともに、用地を探している企業の規模に合わせたマッチングを図りながら企業誘致につなげていきたいという風に考えているところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） 今町のお考えというのはある程度わかりましたが、最後に町長の方から企業誘致についてよかったですらお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 町としての現段階の動きについては今地域振興課長から述べた通りです。多分見られたかもしれませんが、先日県の方もこのTSMCの関連で土地がおそらく不足するだろうということで、年明けですか、全県の市町村対象としてその辺の土地の緩和についての説明会がなされるということでもありますので、その辺は注目していきたいと思えます。今いろんな今後の町としての動きに対して、やはり町の考え方を県の方にも知っていただく必要がある、そのため町としての土地利用の考え方も成立しておく必要がありましたので、土地利用計画の方を今策定の方を進めているところでございます。よろしいでしょうか。以上です。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） 町長のお考えも聞き、ある程度の今後のあれは分かりました。県の誘致の緩和ができることを期待いたしまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（宮川安明君） これで3番、田中孝義議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時9分

再開 午前10時9分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に7番、荒田博議員の質問を許します。

7番、荒田博議員。

○7番（荒田 博君） 7番、荒田博でございます。一般質問通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まずはじめに国土利用計画についてということでございますけれども、令和2年12月定例会の一般質問において土地利用構想策定は、ということ質問しております。その中で古閑企画課長の答弁では長期的なまちづくりの方向性と社会情勢の動向を踏まえ計画的な土地利用が必要であり第7次総合計画において土地利用計画の策定を考えているということで、令和3年度の予算で土地利用計画の策定ということで予算があがってありました

けれども、その今進捗はどうなっているのかということで、まず進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑敦君） それでは国土利用計画の進捗状況ということでお答えさせていただきます。国土利用計画につきましては、本町の今後10年間の土地利用に関しまして、行政の指針となるべく計画というところで策定をするもので、議員言われました通り昨年の8月に委託業者の方を決定いたしまして当初3月の策定を予定しておりました。その後の内部協議で基本構想の内容をより充実させるために資料の方を一部追加いたしまして、9月末までの契約期間というところで変更契約を結びまして策定を目指しておりました。

しかしながら新型コロナウイルス感染症の拡大等によりまして委託業者との協議が、そちらの方に影響が出ましたため、今月12月28日までの再度契約期間を延長いたしまして現在策定をしております。現在まで基本関連資料、そういったものの収集、また現状の把握、上位関連計画の整理、住民アンケート、将来フレームの設定、土地利用構想図の案、そういったものを作成しておりまして、関係課との協議、町内の会議、役場内の会議を経て現在草案を作成いたしまして、企画会議等で協議、内容の精査、検討、そういったものを行っているところであります。

今後は町の企画審議会へ諮問いたしまして、答申を得た上で12月の策定、今月末までには策定する予定としているところであります。また、最終的に作成しました計画につきましては議会への報告も予定をしているところになります。国土利用計画の構成といたしましては、まず町道利用に関する基本構想といたしまして、町土地利用の基本方針、また利用区分別の基本方向を示しまして利用目的に応じた区分ごとの規模の目標、また地域別の概要を記載いたしましてそれぞれの事項を達成するために必要な措置の概要、そういったものを示す内容としているところであります。以上になります。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。そういうことですね、今答弁いただきましたが、12月の策定を予定しているということで本来なら議会への報告も予定しているということで報告を受けてからこれに対しては議論するべきではございましたが、我々の任期が今回が最後の定例会ということで、あえて質問をさせていただきました。

町としてのこの土地利用の策定がどういう今後の町としての方向に進むかということで重要な計画になっていると思っております。その中で策定するにあたってですね、各関係機関、また課で協議を重ねたところがあれば教えていただきたいと思えます。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑敦君） 土地利用計画の策定にあたって協議を深めた部分というところで答弁させていただきます。国土利用計画の策定にあたりまして今後の土地利用の基本的な方向性を示します骨格構想図というものを掲載する予定としております。住宅地また工業用地等の確保など町の持続的発展を積極的に促す地域や道路沿線、そういったものを活力誘導エリアとか、広域幹線軸などと整理いたしまして土地利用の効率化を図るというこ

とで、そういった部分で深めているところであります。以上になります。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。そういうことですね、今協議を深めた部分についてお尋ねいたしましたけれども、そういった道路幹線や活動エリア、広域幹線軸の整理等をして土地利用の効率化を図るということでございますけれども、そういったのを生かした今後の町の方向性について担当課長にお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑敦君） 今後の方向性ということで今後の町道の利用におきましては、人口減少社会に適応した土地の適切な管理、また有効活用が重要になるものと考えているところです。本町の基幹産業のあります農地につきましては、適切に保全、集約また集積等を図りつつ将来的に必要な農地を確保する必要があります。また工業用地を含む宅地につきましては関係機関と協議の上、用地の確保また整備を推進するなど未利用地や空き家、そういったものを有効活用することによりまして市街地の活性化また土地利用の効率化を図ることが重要であるというふうにも考えております。

また甲佐町の第7次総合計画にも掲げております人口の増加また維持に向けた取り組みも重要でありまして、本町におきましては新たに人を呼び込む施策、また転入者の受け皿の整備等に取り組んでいるところでもあります。定住人口だけではなく交流人口、また関係人口も人口と位置付けいたしまして人口の増加に向けた本町の地域資源、また自然環境の積極的な活用を促進しているところであります。本町におきましてはこれらの人口減少対策に通ずる施策を踏まえた上で適切な土地利用促進することによりまして、最上位の計画であります第7次総合計画の基本理念にあります「人と自然が共生し、にぎわいを育む、安全・安心・快適を実感できるまち、花と緑と鮎のまち甲佐」これの実現を目指すこととしていることとあります。以上になります。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。ただいま町の方向性についてご回答いただきましたけれども、その中で農地についての部分が答弁でありましたけれども、農地についての適切に保全、集約、集積を図りつつと、そういった中で土地利用計画が策定されるにあたって農業振興地域の見直し、その辺りも検討していただければと思いますけれども担当課長どうでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、お答えいたします。まずこの国土利用計画が現在作成中であるということで農業振興地域の整備計画については平成25年に全体の見直しを行っております。その後全体の見直しを行っておりません。ただ個別案件での編入、それと除外についての個別の見直しについては年2回行っているような状況となります。ただ平成25年に見直したあとできていないということで、その後熊本地震の発生、それと各農業に関しましては法人化が進んでおりますので、農業をめぐる状況というののもかなり変わっております。そのため担当課としても早急な見直しを行いたいと考えておりますので、見直

しを行うための準備というのを進めていきたいというふうに考えております。以上となります。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。そういったことですね、今後この利用計画が策定されたあとにですね、そういった部分で農地の部分も見直していただくと、そういったことを検討していただければと思いますけれども、最後に町長にこの点でお尋ねいたしますけれども町長の思いとしてこの第7次総合計画が一番の基本理念にはなっているかと思いたすけれども、こういった町のビジョンですね。前もこのことについて聞いたことがありますけれども、基幹産業で行くのか定住促進、全部網羅しないとイケないと思いたすけど、その中でも特に町長が力を入れたいという部分があればご回答いただければと思います。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） おっしゃる通り第7次総合計画の中のいろんな柱がありますがけれども、全て甲佐町にとっては大事なことだと思っております。ただ今日のご質問の中で土地利用の件でやはりいろんな企業を誘致するにあたっての町としての受け皿の準備というのは非常に大事なものだと思っておりますので、その中でネックになるのはやはり農地をどうやって開発するような手立てを取っていくのかということ是非常に大事なことになるかと思いたす。

私も色々調べながら担当課長の意見なんかも聞きながらやったんですけれども、全く開発ができないかと言われるとそうではなくて、個別案件であれば出来ますし、また地域未来投資促進法それと農村産業法、そういった法律をうまく活用することによって開発ができたような事例もありますので、それと合わせて先ほど田中議員の時にもお話ししました通り少し県の考え方もこのTSMCの進出によりまして土地が不足する部分に関しておそらく農地についてのそういう対応も緩和されるんじゃないかと期待も込めて今様子を見させていただいておりますけれども、正式には年明けごろにそういう説明会がなされるという、これはまだ私もメディアにある情報でありますので正式に通知がそういうのが来ているかについては定かではありませんけれども、そういった場合にはこういった説明をなされるのか分かりませんが、そのようにちゃんと話を聞いて町としてどういう風な対応をとっていくかについては真摯に真剣に取り組んでいかなければならない問題だというふうに考えております。お答えになったかどうか分かりませんが以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。そういうことで今町長から答弁をいただきましたけれども、今後の甲佐町の方向性として今後の県の考え方というのが来年等に分かるか分からないかは定かではございませんけれども、ある程度の回答が来るということで、その中で甲佐町が持続していくためにはより良い考えを持っていただけて取り組んでいただければと思います。この土地利用計画が早急に完成して、まず町の方向性、ビジョンが定まることを期待しております。

次の質問に移ります。地域公共交通についてということでこれまでたくさんの議員の

方が地域公共交通についてはお尋ねされておりますけれども、私も令和31年3月定例会にて交通弱者への対応はということで質問させていただいております。令和元年度の予算に地域公共交通基礎調査が実施されており調査が行われているということで、それから4年経っておりますけれども、これまでのこういった進捗になっているのかその経緯等をお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑敦君） それでは地域公共交通に関しまして現在までの経緯ということでお答えさせていただきます。地域公共交通に関しましては議員おっしゃる通りに令和元年度に基礎調査を実施しております。調査の内容の分析を行い、また町全体や地区ごとの移動の実態、また移動の特性、ニーズについて分析課題検討をしたところでもあります。

また町営バスにつきましても追加の調査といたしまして曜日ごと、また便ごとの利用の状況、また利用区間の調査や分析を行うために利用者に対しまして聞き取り調査を行ったところでもあります。それぞれの調査結果を踏まえましてそれぞれの課題の改善また対応策につきまして町営バス路線の見直しであったり、運行時間を含みます体系の再編、また車両の小型化、デマンド方式の採用、また過疎地域有償運送の導入等、近隣の導入自治体や陸運支局当にも出向きまして方策を検討しているところでもあります。

昨年度からは交通弱者、買い物弱者対策の一環といたしまして第7次総合計画にも掲げております移動販売事業にも実施することが出来ました。町内全域を周回することでこれまで長距離移動を伴います買い物等に苦慮されておりました特に移動手段をもたれていない高齢者の皆様方の買い物環境、そういったところには向上されたのではないかと考えております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 今調査結果を踏まえて課題の対応策について町営バスの路線の見直し、運行時間を含む体系の再編、車両の小型化、デマンド方式の採用、過疎地域有償運送の導入等、導入自治体や陸運支局にも出向き施策を検討しているということで、その中でこういったことを今後町としては取り組んでいかれるのかその辺りの方向性をお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑敦君） 議員おっしゃいます通り現在の課題、そういったものを検討いたしまして、まず地域公共交通の現状、また課題について答弁させていただきます。

本町におきましては地域公共交通につきましてはまず路線バスが熊本バスと麻生交通さんそれにタクシーそれと町営バス、この3種類があります。町が実施しました調査では路線バスまた町営バスのカバーの状況といたしましては、バス停から300メートル圏域で人口に対しますと57%、また500メートル圏域では84%と比較的高い状況にもあります。特に町営バスにつきましては一部地域で停留所以外でも乗り降りができるフリー乗降性も導入をしております、当初と比べますと比較的利便性は高まっているのではないかとというふうに考えてはいます。

しかしながら全体的に自動車での外出割合が高くなっておりまして、民間路線バスの利用者でありまた町営バスの利用者につきましては減少の傾向にあります。この路線バスに対する地域間幹線系統確保維持費補助金であったりまた生活交通路線維持費補助金いわゆる赤字補填になる町からの補助になりますけれどもこれも年間に約3,000万円程の補助ということになり、この金額につきましては年々増加傾向になっております。

町営バスに関しましても運賃収入が約50万円で運行の委託料として年間に約900万円ほど、トータルで850万円程度の赤字ということになっている状況です。公共交通機関を今後も維持していわゆる交通弱者への影響を抑えるためには、まず公共交通機関の利用を全体的に高める必要があります地域住民の皆様には住民同士で相乗りしたり、またタクシーとバスを組み合わせたりするなど負担を抑えつつ、通勤や通学、また通院や買い物などで公共交通機関を積極的に利用していただき生活路線の維持にご協力いただければという風にも考えているところです。

このような中でこれまで一般質問でも地域公共交通については質問を受けまして町営バスの小型化また路線バスの一部路線の変更など利用者増を図ることを検討しているなど答弁をさせていただいているところです。ただ現状の町営バスの運行につきましては車両の小型化や現状のルート、また運行時間の変更では大幅な利用増は見込めないことや最近の物価高や人件費の高騰による運行費用の大幅な低減は難しいのではないかという風にも考えています。現在益城町で導入されまして嘉島町でも実証実験を始めておられますデマンド式の乗合タクシーなどについて各実施自治体の現状や方法が本町の実情や効果について合致するものであるかということなどで導入の可否を含め研究をしているところであります。議員おっしゃいますように早めに町の方向性が示せますように現在町内で協議を行っているところであります。以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 今担当課長から今後の方向性と具体的ないつ頃というのは中々提示していただけませんけれども、町の考え方を聞いたところでございますけれども。

町民の皆さんのバスを利用したりとか、町営バスに関しても年間3,000万の赤字補填、それと運行委託料が年間900万円ということで850万円の今赤字になっているということでございますけれども。まずこの町営バスに関しましては小型化にすればそういった運行の部分の委託料なんで安くなるかというとなかなか難しい部分もあるかもしれませんけれど、そういった部分も変わってくるかとも思います。ただ今そのままにしていると今後燃料等の価格高騰もまだまだ続くかもしれませんし、もっと赤字が続くというような状況であると思います。なので早急に各ここにいらっしゃる議員さんが期待をされておりますけれども早急な町の考え方、また結論を、実証実験ですか、そういった部分も試されて、我が町に合うやり方を早く模索していただければと思っております。この質問に関しては以上になります。

続きまして中山間総合整備計画についてお尋ねいたします。令和3年9月定例会においても進捗状況の確認はしておりますけれども、今の進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それではお答えいたします。中山間地域総合整備事業、本事業につきましては令和2年度に国の採択を受けまして、甲佐町、御船町、益城町の3町で広域連携型として県営事業で実施しております農業基盤整備事業となります。甲佐町の事業数としましてはまず溜池整備事業が5工区、ほ場整備事業が3工区、営農飲雑用水事業が1工区の合わせて9工区で、予定事業費は3町全体で21億2,430万円、うち甲佐町が10億8,962万円となっております。事業期間は令和2年度から令和8年度までの7年間の予定となっております。

さて進捗状況でございますけれども、まず事業別に説明いたしますと営農飲雑用水事業につきましては実施設計なども終了しており本年度は西原の本村から柳瀬入口までの管路工事を行っており、営農飲雑用水の事業全体の完了予定は令和7年度となっております。

続きましてほ場整備でございますけれども中横田の宮上それと内田工区につきましては本年度から工事に着工しており令和6年度に事業完了する予定となっております。また上揚工区につきましては本年度に実施設計を行っており来年度から工事に入る予定となっております。上揚についての完成予定は令和8年度の予定となっております。

最後に溜池整備事業でございますが世持上溜池につきましては現在工事着工しており令和5年度の完成予定となっております。世持下溜池については本年度実施設計を行っており、完了予定が令和7年度となっております。

そして現在未着手の西原、上田代、八瀬尾の溜池につきましては来年度令和5年度に測量設計を行う予定としており、実施設計等が終了後に随時工事着工する予定としております。全体の事業期間としては先ほど申しました通り令和8年度までとなっておりますけれども、これにつきましては国の補助金の関係もございまして配分によっては若干遅れが生じるということもあり得るというふうに考えております。ただ事業としては順調に進んでいるということになっております。以上となります。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） ただいま課長の方から進捗状況について詳しく教えていただきまして、ほぼ、ほ場整備、営農飲雑用水事業については予定通りということで事業完了年度もだいたいそのぐらいかなという見通しは分かるんですけども、溜池の整備事業の5工区で世持については上溜池と下溜池については今着手されているということでございますけれども、残りの3工区に関しては来年度以降が測量ということでございまして、この辺りがその国の補助の関係でこの伸びた場合は7年間よりも延長されるということは可能なのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） これにつきましては事業が伸びた場合、この溜池だけではございませんけれども事業期間の延長というのは可能でございます。これ以前、前の第2期の中山間総合整備事業だと事業期間が10年まで延長されております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、そういうことですね、期間の延長も2期の時は10年ということですので、課長に答弁いただけて安心していただいております。これが予定通り着手できますようお願いいたします。私の一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（宮川安明君） これで7番、荒田博議員の質問は終わりました。
しばらく休憩します。10時50分から再開します。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、井芹しま子議員の質問を許します。

10番、井芹しま子議員。

○10番（井芹しま子君） 10番、井芹です。今日は発言通告に従って質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

1番目にインフルエンザワクチンの接種の拡充についてお尋ねいたします。現在新型コロナウイルス感染症は第8期に入りまして感染拡大が依然として続いているわけですが、今コロナ感染拡大とインフルエンザの同時流行が懸念されているところでございます。インフルエンザは過去2年間流行しておらず数年間流行が見られないと集団免疫がなくなり、いつ爆発的に流行してもおかしくないという風に言われております。インフルエンザはほぼ例年11月下旬から12月下旬に始まりまして翌年1月から3月に向けて増加し、4、5月には収束をするというパターンのものでございますけれども、インフルエンザに感染しますと強い全身症状があり幼児や高齢者などの抵抗力の弱い人の場合重症化しやすく、人によっては死に至る病気になっております。また重複感染をすると肺炎を重症化、長期化するリスクがあると大学等の研究で示されております。同時流行の懸念の中で今国や自治体でも積極的なインフルエンザワクチン接種を呼びかけております。日本感染症学会も積極的なインフルエンザワクチンの接種を呼びかけております。インフルエンザワクチンの接種は65歳以上の方や60歳から64歳までの心臓や腎臓などの基礎疾患のある方などには定期接種の対象になっておりまして助成金額は違いますけれども各自治体で助成をしております。甲佐町は定期接種の対象者に65歳以上ですけれども1,800円の自己負担で接種が受けられることになっております。

しかし自治体の多くが子供さんへのインフルエンザワクチン接種の助成を行っているようでございます。その辺につきましては各自治体の子供さんへの助成状況、どのようになっているのか、まずお伺いをいたします。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） はいお答えいたします。子供の接種ということでお答えします。子供への補助につきましては現在近隣では益城町、山都町、美里町において助

成が行われております。現在本町におきましては助成を考慮はしておりません。以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 御船町と嘉島町は助成をしていないということですがけれども甲佐町もする予定はないということですがけれども、非常に多くの自治体が助成を実施しているわけですがけれども、インフルエンザは甲佐町の一病院に聞きますと1回4,500円だというふうに聞いております。やはり高額ですね。子供さんの場合ですと13歳以下は2回の接種が必要ですし、2,3人の子供さんがおられる家庭では大きな出費で、受けたいと思っても経済的に躊躇するご家庭もあるのではないかとというふうに考えます。インフルエンザは予防効果もまた重症化するリスクも下げるわけですから集団生活をする子供さん達は特に感染しやすい立場にいます。多くの子供さん達の健康を守る上でも是非多くの自治体同様子供さんへのインフルエンザワクチンの接種助成をすべきだというふうに思いますけれども、今しないという風にはっきりと一言でしたけれどもその理由についてお聞かせをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） はいお答えします。先ほども申しましたけれども近隣では益城町、山都町、美里町で行なっておりますが郡内の状況を見ますとまだ3町が行っていないという風な状況になりますので、そこまでまだ考えていない状況になりますし、他の子供の検診等を手厚く行っておりますし、訪問等も行なっておりますのでそこら辺でカバーしている状況になりますので、現在考えていない状況になります。以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） そういったところはですね、どこの自治体も実施しているのではないかとこの風に思います。多くの自治体を実施するには実施する理由があるわけですがけれども、是非ともこの点はもっと他町村の実施状況も見られまして是非今後検討をしていただきたいというふうに思います。

それから子宮頸がんワクチンの接種についてもお尋ねいたします。国においては子宮頸がんワクチン接種について副作用の問題で接種勧奨が中止されておりましたけれども、令和4年4月からワクチン接種の勧奨が再開されております。熊本県のホームページを見ますと積極的勧奨の差し控えにより接触機会を逃した人に時限的に従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行なうキャッチアップ接種というふうにありますけれども、これについて平成9年生まれから平成17年度生まれの女子を対象に公費で接種できるようになったことが掲載されております。またこの年度期間において自費でワクチン接種された方については費用の償還払いを実施しています。しかし甲佐町のホームページについてはこの問題での掲載がなくて子宮頸がんワクチン接種の状況がどうなっているのかわかりませんので、町の対応と現状はどのようになっているのかお聞きをいたします。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） お答えいたします。令和4年4月から順次実施されることとなりました子宮頸がんワクチンの接種ですが、先ほどおっしゃいました平成9年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた女子252名、キャッチアップの方ですが、その方と通常対象の平成18年4月2日から平成22年4月1日までに生まれた女子191名に定期接種の文書を個別に通知しております。ホームページにつきましては現在変更の文書を作っている所になります。以上になります。それと実績ですね、すみません。平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれまでのキャッチアップの方は接種者が10月31日現在で接種者が16名、それと平成18年4月2日から平成22年4月1日までに生まれの方の接種者数が17名となっております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 期間は逃してしまわれた方に接種の機会を逃された方については費用の償還払いということを実施しているわけですがけれども、甲佐町はその点はどうかっているのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） はいお答えいたします。先ほど言いました平成9年度から平成17年度までに生まれた方の分のキャッチアップ者の方の分は先ほど言いましたように通知をしております、その中にその期間を逃した方の定期接種の逃れた方は子宮頸がん予防ワクチンを任意で接種していた場合は任意接種にかかった費用については償還払いを行いますということで通知の中に入れております。必要書類としましては接種記録が確認できる母子健康手帳や予診票の写し等、それと接種費用の支払いを証明する領収書等をお持ちくださいということで通知しております。現在のところ、これは11月末現在ですが償還払いの実績は0件となっております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 母子手帳や領収書ということですがけれども、やはり期間が随分かかっておりますので、領収書を待たないという方もおられて、そういったことで申し出がないという場合もあるかと思うんですがけれども。この母子手帳だけでも金額等はわからないわけですがけれども、そういった点ではなかなかこの償還払いというのは難しい状況になりますか。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） お答えいたします。やはりワクチンの金額がその時その時で多分違うと思いますが、可能な限り医療機関に問い合わせまして金額が確定できれば実施していきたいなとは思っています。以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） そういう風にですね、償還払いが是非とも進みますように町の方も努力をされるようですのでよろしくお願いを申し上げます。

次に物価高騰対策についてお尋ねをいたします。今コロナ危機やロシアによるウクライナ侵攻、急激な円安が国内の物価上昇をもたらして留まることを知らない物価高騰が続

いております。そういった中で暮らしと営業は深刻な状況に追い込まれております。

一方でこうしたさ中、年金の引き下げや後期高齢者の医療費窓口負担の引き上げを行いました。窓口負担増加の影響は370万人に及び高齢者の怒りをかけております。政府はコロナ危機や物価高騰対策の中で事業者支援や子育て世帯、またひとり親世帯の給付金の支給などをおこなっておりますけれども、国の物価高騰対策についてはネットで見たんですけれども最近のJNNの世論調査では73%が評価しないという風に答えているそうです。他の世論調査でもそのようなほぼ同じような数字でございました。

また今ネット、新聞では畜産農家の休場や倒産が相次いでいることも掲載されております。町では農家への独自の支援を始め、また新たに法人等への追加補正も提案をされているところであります。非常に良かったという風に思っているわけですがけれども、物価高の影響は各層それから各分野において深刻な状況が広がっているわけですがけれども、こうした中において自治体は住民の暮らしや福祉を守る防波堤としての役割を更に高めていく必要があるという風に思います。今回はその中でもとりわけ低所得が多いひとり親世帯また高齢者世帯、学生への継続的な支援ができないのかお尋ねをしたいというふうに思います。ひとり親世帯についてはお餅や米の無料配布や学生への米の無料配布、高齢者へはタクシーチケットなどの配布など様々な支援方法があるという風に思いますけれども、普及の公費それから基金を活用しての実施ができないのかお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 物価高騰化におけるひとり親世帯及び学生のおられる世帯に対する支援についてお答えさせていただきます。これらの世帯に対しまして町独自の支援はおこなっておりませんが、現在国の施策により低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行っております。この給付金は新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯の生活支援を行うものでございます。令和4年度におきましては児童扶養手当を受給されているひとり親世帯に対し児童1人当たり5万円が熊本県を通じて支給されています。対象世帯数は86世帯、対象児童数は153人でございます。その他の低所得の子育て世帯、こちら令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯でございます。に対しましては町から児童1人当たり5万円を支給しております。対象は令和4年3月31日時点で18歳未満のお子さん、障害をお持ちのお子さんにつきましては20歳未満でございます、予算ベースですが対象世帯数は100世帯、対象児童数は150人を見込んでおります。継続的支援はというお尋ねでございますが、今後も国の施策に従った支援を行っていくことを考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 高齢者世帯への継続的な支援についてお答えいたします。物価高騰対策として高齢者世帯を特定した町独自の支援については現在のところ考えてはおりませんが、住民を対象としました国の支援策としましては令和4年度の住民税非課税世帯等に対して1世帯あたり5万円を支給することとなっております。該当すると思われ

る世帯は通知を送付し税の扶養状況や口座番号等を確認した上で今月中旬から順次振り込みを予定しております。この給付の対象となる住民税非課税世帯は予算ベースですけれども予算上では1,600世帯を見込んでおりまして、この中にはひとり親や高齢者の世帯なども含まれていると思います。町全体の世帯数からしますと約36%の世帯が給付対象となっております。

また国の支援策とは別に現在町独自の支援として地域振興課にて対応しておりますふるさと応援チケットがあります。今年の9月13日時点で甲佐町に住民登録されている方に一人当たり3,000円分のチケットを送付し町内の利用取扱店で使用できるようになっております。町からのチケット配布につきましては全住民の方を支援するような対策を講じているところです。ひとり親や高齢者世帯等への継続的な支援をということですがけれども、長引く新型コロナウイルスの影響や物価高騰の影響を受けている住民の方の中でも特に住民税非課税世帯に対しましては令和3年度に10万円、令和4年度には前年度に対象とならなかった非課税世帯に対しまして10万円、そして現在対応中の5万円の給付がありまして令和3年度と令和4年度を合わせて15万円の給付をされる世帯もあります。町としましては国の支援金を活用する形で住民の方に支援を行っているところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） コロナに入りましてから様々な支援金、物価高騰につきましては先程答弁をいただきましたように低所得者、特に非課税世帯への給付金を支給をしているという状況ですがけれども。2人世帯でほぼ1年間どれだけの負担が増えたかということが載っておりましたけれども、食費それから諸々合わせまして10万を2人世帯で超えるという負担が増えているというふうな結果が出されておりましたけれども、やはりそれを少しは補填をするということになるものの、やはり依然として低所得者、特に年金暮らしだけの生活の方、それから子育て世帯、依然として厳しい生活には変わらないわけですね。そういった点で国がそういった支給をしているわけですから、それプラス町の方が少しでも独自の政策を持って支援をするということになれば大いに暮らしの支援につながるという風に思いますので、この状況が何年続くのか、そんなに長くかからないのかわかりませんが是非時限的なものになるかもしれませんけど、そういった点ではぜひ検討いただきたいというふうに思っております。

次にマイナンバー保険証システムについてお尋ねをいたします。まずマイナンバーについてなんですけれども、これについてはご存知のように国内に住民登録をしておられる全ての人に12桁の個人番号を割り振り、社会保障、税、災害対策の3分野で個人情報特定、確認ができるようにする仕組みですけれども。これは16年1月からマイナンバーカードの交付が始まっております。カードの交付が始まりまして7年が経過しようとしておりますけれども、これまでなかなか進まないカードの普及に対して促進に対して政府はあの手この手の普及事業を取り組んできました。今年6月からはマイナポイントなど第2弾に向けての取り組みの事業実施をしております、その予算は1兆8,000億円を計上しているということでございます。

またここにきて政府はマイナンバーの取得は任意にもかかわらず健康保険証を盾にとって全ての国民が作らざるを得ないようにするよう24年秋の現行の保険証を廃止、それを打ち出しました。既にマイナ保険証は昨年10月から運用が始まっているわけですが、今回の政府の方針は事実上の強制への転換です。お尋ねしますが、甲佐町の現在のマイナンバーカード、それからマイナ保険証の交付率についてわかればお願いをいたします。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） まずマイナンバーカードの普及状況について説明させていただきます。本町の11月末時点での人口に対する交付率は52.40%となっております。申請はされているが交付が済んでいない人も入れた申請率は56.96%でございます。

次にマイナンバーカードの健康保険証利用の登録でございます。9月時点での国の状況が37.5%と公表されています。本町の国民健康保険の被保険者の利用登録率が10月時点で約35%ですので、本町のマイナンバーカード交付率が約5割であることを考えますと、マイナンバーカードをお持ちの方の約7割が保険証の利用登録を行われているものと推測しているところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） まだまだですね、申請をしておられる方で65%ということですが、マイナ保険証については35%ということで、なかなか国においても自治体においてもなかなか厳しいような状況だろうというふうに思うのですが、今後町においてはどのような取り組みをされようとしておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 現在住民生活課におきまして平日の夜間に受付を行っております。また休日にも予約していただくと受付を行うという日を設定して受付をさせていただいております。こちらマイナポイントの締め切りが迫っておりますので結構多くなっておりますので、年末に向けまして設定の日数を増やすなどを考えております。

また町内の企業さん、あるいは行政区の寄合等に出張させていただいて受付をするというも行なっております。このような取り組みをさらに推進してマイナンバーカードの交付率を上げていきたいと思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 国内全体としてはマイナンバーカードの交付率は12月に入って60%を超えたというふうに聞いておりますけれども、国の目標からすると遠く及ばないわけですが、このように普及が進まない理由についてデジタル庁のネット調査が行われましたけれども、結果カードを取得しない理由について情報流出が怖いからが一番高く35.2%、次に申請方法が面倒だからが31.4%、メリットを感じないが31.3%でした。

またこのマイナンバーカードと保険証の一体につきましては医療現場や法曹会、各方面での異論や反対の声が出ております。全国保険医団体連合会が行ったアンケートでは保険証の原則廃止とオンラインでの資格確認の義務化には8割が反対したという風にあります。

す。国民があまり必要としていない、そして反対の声も多いこの制度に合わせて2兆円という莫大な予算を注ぎ込むということについては反対をしたいという風に思います。町においては国策ではありますけれどもマイナ保険証普及についてどのように受け止めておられるのか先ほどもお聞きしましたけれども、メリット等も含めて課題等も含めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） マイナ保険証のメリットについてでございますが、通院の場面においてもその他の場面においてもマイナンバーカード保険証はメリットが大きいと考えております。具体的には顔認証により受付が自動化されること、高額療養費の限度額適用認定申請なしでも限度額を超える一時支払いが不要になること、正確なデータに基づく診療や薬の処方を受けられることなどをメリットとして考えております。

デメリットではございませんが現在問題として考えておりますのが、乳幼児や認知症をお持ちの高齢者の方のマイナンバー取得が現時点ではやや困難であるというところをあげさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 利用する際のメリットは今あるとして、その中身についても答弁をいただきました。しかし全体としてのデメリット、その1つはやはり個人情報の漏洩というのが非常に、漏洩だけではありませんけれども、様々な危惧がされているわけですが、マイナンバーやそれからマイナ保険証についてはこの間つぎ込もうとする2兆円の財源があったらどんなにコロナ対策や物価高騰対策で苦しむ国民の支援ができたのではないかというふうに考えます。今言いましたように国民の皆さんが一番危惧している個人情報の問題ですので最後に少しでも質問させていただきたいと思うんですけれども。

今後運転免許証や税金、医療、福祉、介護、雇用、年金、子育てなどでの行政手続きを利用して国が管理運営するマイナポータルに個人情報を集め、それを企業の利益のために利活用を図って成長戦力につなげようとしているわけですが、利活用が進めば進むほど個人情報漏洩の危険性というのが高まるのではないかと考えます。

現在個人情報保護法につきましては民間、行政、独立行政の3つに分散して規制されているわけですが、今後現行法を統合し自治体の個人情報も一元化し、自治体独自の個人情報保護条例をリセットして共有化できる制度にしようとしているわけですが、これは地方自治体の侵害をするもので強く反対をするものなんですけれども。この点について町の個人情報保護法の扱い、そして国のそうした動きと関連してどのような動きになっていくのか、その点について最後にお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 私から説明させていただきます。令和3年5月19日にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されまして、当方には個人情報保護に関する法律の改正が定められております。現在は個々の条例に基づくということになっております地方公共団体についても共通の規定が定められるということに

なっております。これが令和5年4月1日に施行になります。これに伴いまして令和5年4月1日からは甲佐町におきましても個人情報保護に関する法律に基づいて個人情報を取り扱うようになります。個人情報ファイル簿の整備及び公表が義務付けられること、開示決定期限の日数が法では原則30日以内に定められていること、また議会が法律では対象外となっていること等が現在の条例と異なっているところでございます。本町におきましても3月議会への上程に向け条例の廃止及び新規制定について準備を進めているところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） デジタル関連法案が成立をいたしましてその一つにデジタル庁も発足をしているわけですけれども、国の今言いましたように大きな仕組みが変わろうとしている状況の中で全くデジタル化を否定するものではありませんけれども、しっかりとした個人情報が守られるよう保護されるよう、そしてまたデジタル化が私たちの暮らしに有益なものとなるよう、そしてそのように進むようこれから求めていきたいというふうに思います。

これでその点についての質問は終わりますけれども、最後に令和5年度の予算編成方針についてお尋ねをいたします。今日の私たちの暮らしの問題は先ほど述べた通りですけれども、こうした中で令和5年度の予算編成方針をどのように立てておられるのかお聞きをしたいと思っております。特に農業対策、子育て政策、高齢者対策などについて予算編成にどういう風に反映されている部分があるのかどうか、その点についてもお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは予算編成方針についてという事でのご質問でございますけれども、まずは予算編成して行く前に財政状況の見込みというのを立てなければなりません。私達は甲佐町を含め地方自治体の財政運営においては国庫支出金とか地方交付税などに大きく依存しておりますので、国の動向に大きな影響を受けているということになります。まずは国内経済においてですけれどもWithコロナの新たな段階への移行が進められる中、景気は持ち直し傾向にある反面、不安定な世界情勢などから物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意していく必要があるという風にされております。

熊本県においても熊本地震や県南豪雨災害など度重なる財政出動により次年度においては財政見通しでは約38億円の財源不足が見込まれております。このような中本町において熊本地震から丸6年が経過してございまして復興事業も本年度で完了予定としております。

コロナ対策につきましても臨時交付金を活用しながら様々な予防対策や支援を行ってきたところでございます。

財政状況につきましても財政調整基金の方が令和3年度決算においては約20億円まで回復しておりますけれども、今後約6億円の震災関連の将来負担への充当などにより低減していくことが予想されております。

また地方債残高におきましては令和3年度末で約114億円と震災前と比べると約1.6倍、

約40億円増加という風になっておりまして、今後においても100億円から112億円を推移していく見込みでございます。これにより元利償還額は10億円を超えるような状況と想定しております。

歳入面におきましては自主財源となる税収では依然として法人町民税などコロナウイルス感染症による影響による減収が見込まれますけれども、一方では近年急増しておりますふるさと甲佐応援寄附金による収入増が見込まれます。

歳出面におきましては廃棄物処理施設に係る民営化など広域連携による将来に向けた歳出抑制対策や物価高騰などの影響を最小限に抑制するため、第4次行財政改革大綱に基づく業務の省力化など効率的な財政運営を図っていく必要があるというふうに考えております。

過疎債につきましては現在の法律では令和12年度までの時限措置ということになっておりますのでその後は指定から外れることを想定しながら中長期的な視点から将来的への投資的整備も考慮しながら財政運営を図っていく必要があるというふうに思っております。

このようなことから令和5年度においても歳入面では引き続き自主財源の確保や補助制度等の有効活用を図り、また歳出面では新たな行財政改革プログラムによる効率的かつ効果的な行政運営を図ることとしております。

すいません予算編成にあたっての方針、重点施策につきましてでございますけれども予算編成方針につきましては11月25日に3役出席のもと、係長以上を対象に説明会を実施したところでございます。予算措置の中において重点をおく事業につきましては具体的なことはこれから年明けにかけて積み上げていくという段階にあります。

また第7次総合計画の前期基本計画に基づいた各施策につきましては、その目的を達成するため事業遂行段階での国、県の予算措置の動向など財源確保に係る情報把握を徹底しまして、住民ニーズの把握など状況に応じ財源を含め事業内容を再検討しながら推進していくこととしております。さらに国が進めるデジタル化社会を想定した業務の効率化、省力化などの行財政改革の一層の推進を図りながら合わせて将来に向けた中長期的な財源不足への対応も図っていく必要があると考えております。

このようなことから予算編成におきましては今後においても新たな自主財源の確保対策を図りながら持続的に安定した調整運営を進めるため、引き続き現在計画をされている事業内容についても随時見直しを図りながら、将来を見据えた事業の重点化などを進めながら、歳入歳出について徹底した見直しを図って編成に努めていきたいというふうに考えております。長くなりましたけれども以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 次年度の予算編成については具体的には今後積み上げて町民ニーズも合わせながら積み上げていくということですがけれども、是非とも厳しい町民の暮らしを反映した予算を拡充していただけますように強くお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮川安明君） これで10番、井芹しま子議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午後1時00分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に6番、佐野安春議員の質問を許します。

6番、佐野安春議員。

○6番（佐野安春君） 6番、日本共産党の佐野安春でございます。

一般質問通告書に基づきまして、質問を行いますが、冒頭に申し訳ございませんが順番の一部変更があります。質問事項の第1は子育て支援についてであります。

質問の要旨の第1は学校給食の無料化は全国的にも県内においても広がっている。推進を考える時であると思うがとありますが、2番目の学校給食の食材について、食材の使用状況はどうかを最初に質問したいと思えます。順番が変わりまして申し訳ありませんがよろしく願いいたします。

まず甲佐町での学校給食の状況を確認するために学校教育課より給食食材産地別状況を資料として出していただきました。この資料では甲佐町産、県産、国内産それに輸入となっています。食材の数とその割合となっております。文科省の令和3年度学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査を見れば、熊本県は地場産物が64%、国産食材が90.4%となっております。この調査は金額ベースとなっております。学校教育課からは食材数での割合ですので正確な比較はできません。学校教育課からの資料を金額ベースにしたら産地別食材割合はどうなりますでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 佐野議員おっしゃる通り金額ベースでは出しておりませんのでそれを正確な数字ではございませんけれども、換算したところで少しご説明したいと思います。毎年県の調査の一つで健康教育実態調査というのがあっております。その調査項目の中に令和3年度からは食材の産地の割合をパーセントの回答ではなくて金額ベースの回答ということで依頼をされております。ただし熊本県内産のみで11月の週の月曜から金曜までの5日間に限定しての調査となっております。

それについて説明させていただきますと、令和3年度調査で一人当たり5日間の食材費を1,003円となっております。1,003円中県産が約523円の52.1%でございます。そのうち町内産が67円で6.7%となっているところでございます。令和3年度についてのその割合で1年分を換算したところによりますと、推測的な数値ということになりますけれども、甲佐町では食材費の総額が4,700万円、その中で県産が2,200万円で45.4%となっております。そのうちの町内産が約316万円ということで6.7%となっているところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） わかりました。農水省の令和3年3月策定の第4次食育推進基本計画では食育の推進の目標に関する事項の中で、算出方法を食材数ベースから金額ベースに見直すとあります。数値については算定方法を統一した方が良いかとは思いますが。

また同計画では食育の推進にあたっての目標を掲げ学校給食における地場産物を活用した取り組みを増やすとあります。学校教育課長からの説明では地場産物は金額ベースで45.4%となり令和3年度文科省による学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査による調査結果の熊本県の64.0%、全国平均の56.0%を下回っております。

今年の広報こうさ3月号で学校給食が気候変動に対する具体的な対策として取り上げられています。地域で採れた旬の野菜や特産物を使うことで生産者への感謝の心や地域の食文化を学ぶことになり、出来る限り地場産品を活用した給食が作られているし、地域の食品を積極的に使うことで輸送にかかる長距離輸送を抑え二酸化炭素の削減にもつながると報じられております。ぜひ地元産を増やし県平均、全国平均を超えることを目標として取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。また町内産や県内産の主な食材はどのようなものがありますでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） まず算定方法についてでございますけれども、金額ベースに見直す必要があるのではということでございますけれども、これにつきまして金額ベースで確定的な回答となりますと例えば献立の一品のおかずの中にも様々な産地の食材が使用されておりますが、年間を通して積み上げる数値となりますと、その調査に莫大な時間がかかると思われま。ただおっしゃる通りその把握は必要であると考えております。今後は学期ごとで調査期間についてはもう少し長いスパン、今5日間になっておりますけど長いスパンで、より実態に近い金額ベースの数値が出せるよう努力していきたいというふうに思っております。

それから産地ごと、町内産、県内産の主な食材はどんなものがあるかということでございますけれども町内産につきましては主に米、ニラ、じゃがいも、玉ねぎ、トマト、なす、大根、そういったものになっております。次に県内産につきましては牛乳とかパン、麦、しいたけなどですね。国内産につきましてはじゃがいもや玉ねぎなどを使用しておりますけれども、そのほか鶏肉や豚肉、海藻類なども主なものとなっております。それから輸入品につきましては原材料等がカナダ産などの豆腐や冷凍のコーンそれとナッツ類が主なものとなっております。以上です。

○議長（宮川安明君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 学校給食における地場の産物、地産地消についてですけれども甲佐町教育大綱におきましても地産地消の推奨というのを述べておるところでございます。今後とも可能な限りでの地産地消に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 質問を進めさせていただきたいと思っております。質問の要旨の1に進

みます。学校給食の無償化を考える場合に無償化はできない理由として一つは考え方の問題があるかと思います。町長がこれまで一般質問の答弁としておっしゃっていることは無償化は考えていないということですが、憲法第26条では義務教育はこれを無償とするという風にあります。学校給食法では第11条に学校給食の保護者の負担があげられておりますが、学校給食法の目的自体は学校における食育の推進を図ることがうたわれております。

農水省のホームページでは、食育とは生きる上での基本であって知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置続けられるとあり、食育基本法として健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進するとうたわれております。

町教育委員会作成の甲佐町教育概要では重点事項、小中学校教育の重点の中で食育の推進が掲げられ、教育環境の充実については学校給食の充実で食の安全に努めるとあります。令和3年度学校教育努力目標では健やかな体の育成として学校給食指導を通じて朝食摂取をはじめとする望ましい食習慣の形成を図るとあります。

第7次町総合計画においては教育・文化の向上の学校教育の項で学校給食については地産地消を実践するため地元産品の産物の活用を行うとともに体験活動を通じた望ましい食習慣の形成を図りますとあります。今あげました憲法から法律から計画や目標などから言えることは、学校給食は教育の中に含まれるし、食育基本法にもありますように教育の一環として位置づけられるものと考えますが町長の見解をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 給食費の無償化についてのお尋ねです。この件については佐野議員の方からも何度も質問をされていてその度私の方も考え方をお示してきたところです。

ただいまの佐野議員の考え方によると、そういうご考えがもし浸透しているということであればこれは当然国ないし自治体の中で全自治体に取り組んでいるはずと私は思います。ですから学校給食法についてのお話もありましたけれども、これでは確かに保護者の負担という風に定められております。よく誤解されるのが給食費といってもこれは食材費のみをいただいているところでありまして、その調理にかかる経費については本町の場合においても公費負担ということでこれまで対応させていただいているところでもあります。

それと合わせて物価高騰に対する支援として給食費の食材の値上がり分については、これはやっぱり経済的配慮も考えないかんということで、これについては町の町費の方で地方創生臨時交付金を活用させていただきながら対応させていただいてきたところで、家庭への経済的影響は随分これによって軽減されているものという風に判断をします。

その一方でおっしゃる通り子育て支援の一環として無償化をされている自治体も県内の中では一部あると聞き及んでおりますけれども、子育て支援の相対的な考え方から考えた場合には本町も給食費以外にもいろんな面で支援をしてきているところであって、他の自治体に比べても見劣りするような内容ではないというふうに考えてはおります。

この件については現段階におきましてもその考えを変える、改める、考え直すという思いは持っておりません。ただ国自体の方でいろんな国も県の方も子育て支援策を充実させていなければならぬという考えも最近出てまいっておりますので、そういった国が

進められるということであれば当然町はそれに準じてやるようなお話になると思います。現段階においては先ほどから申し上げております通りこれまでの制度を通ししたいと考えております。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 町長の方から最終的な答弁のようなお話がありましたが私はこの問題については質問の途中ですのでこれに関する質問をもう少し進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

2018年12月6日の参議院の文教科学委員会において日本共産党の吉良佳子議員の質問で1951年3月19日の参議院文部委員会で当時の文部省が学校給食費を無償化することが理想と述べていたことを紹介しております。また学校給食法で保護者負担とされている食材費について自治体が全額補助することも否定されないことを1954年の事務次官通達をひき確認をしております。

全国の無償化の状況は文科省や新聞社など調査を行っております。實際上数は動いておりますのでおおよその数ですが、250を超える自治体が小中学校の学校給食費を無料化しております。県内においては学校教育課に調査いただきましたが熊本県体育保健課資料によれば全額補助が山江村、水上村、玉東町、小学校のみが荒尾市、半額以上助成が8町村、半額未満助成が13の市、町となっております。県内45市町村ですので55%を超える自治体が学校給食費に助成していることとなります。また宇城市は給食費無料化をすでに宣言しております。甲佐町も今町長答弁でありましたが今年の3月定例会において学校給食費負担軽減補助金290万1,000円を歳出にあげております。質問の要旨にも述べておりますように学校給食無料化は全てではありませんが全国的にも県内においても広がっていることは事実であります。こうした点について町長の見解をもう1回よろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先ほども答弁しました通り確かに県内の自治体では言われたような自治体が取組みまれておりますけれども、一方郡内の状況を見ても現在それを実施している団体はないという風に理解しておりますので、それだけ手を差し伸べる支援するという考え方はあるかもしれませんが、その一方財源的なことはこれは当然町を運営していく上ではこれは考えなくちゃならないことなんです。ですからまったく同じ政策の中で同じ項目をやった上でのこの給食費についてのお考えであればまた違うんでしょうけれども、トータルで考えた場合先ほど申し上げた通り見劣りするような状況ではないと私は判断しております。

今後県の方もご存知かと思っておりますけれども、医療費の無償化についての対象年齢を引き下げようようなことを今回の議会の中で多分提案されたんでしょうか。そういう動きもありますのでその部分については町もその下がった分をどうするかという問題もありますけれども、現段階において給食に関してはこれはやはり無償化について取り組むというようなことは段階ではまだ考えていないということです。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 町長もお話しされておりますように子育て支援については今年子供医療費の15歳を18歳に引き上げるといふことで、大きな前進面があつていふと思ひます。その他にも色々支援策を講じられていふことは私も存じておることですけれども、今給食費といふのはこの一部の自治体だけではなくてやはり全国的に自治体が捉えていふ問題ではないかと思ひましたので、この問題について質問をもう少し続けさせていたゞきたいと思ひます。

県内21自治体が給食費の一部助成を行つております。全額助成ができないのは今町長もお話しされましたように財政的な問題があろうといふ風に思ひます。球磨郡あさぎり町では衆参議長内閣総理大臣等に対して今年9月16日、学校給食の無償化を求めるといふ意見書を町議会議長名で提出をしていふます。その一部を紹介しますと「学校給食は学校教育の大きな柱となつていふます。そもそも憲法26条2項では義務教育はこれを無償とすると定めており学校給食についても無償にすべきです。しかし少子高齢化が進む中コロナ禍などにより自治体の財政力は乏しく、無償化を全ての学校で続けるには国の関与が必要です。よつて国会及び政府が早急に学校給食費の全国一律無償化の実現に取り込まれるよう強く要請します。」とありまふ。無償化したいが自治体の財政力では無理があるから国において無償化を取り組んでほしいといふ意見書だといふ風に思ひます。私はあさぎり町議会の皆さんの思ひが伝わるものを感じまふ。

学校教育課に確認すれば甲佐町の給食費を支払う対象者は小中学生で約800人です。その総額は年間約4,000万と思われまふ。就学援助対象者などによつて免除になる児童生徒もおられますので正確には分かりませんが、おおよその数で今お話をしたところだす。

子育て支援については今申し上げましたように今年度4月より子ども医療費の支援が15歳から18歳に引き上げられました。本来医療費の負担は保護者によるものと考えられまふますが、甲佐町もそうでありまふが日本全体が少子化となり人口が減少していくことが大変懸念されておられます。そういう中で子供医療費への支援は子育て世代を支援し少子化に武力をかけて自治体を活性化させることが狙いであるといふ風に思ひます。

昨日のニュースでは政府の小倉少子化担当大臣が今年の子供の出生数が80万人を下回る可能性が指摘されていふることに対して、広範に社会的影響が及び危機的な事態だと述べ岸田首相が打ち出している子供予算の倍増について中身の詰まった議論をしていふきたいと述べておられます。

熊本県も先ほどこれも町長もお話しされましたが子ども医療費、県が補助を拡充するとして現在は4歳未満としていふ対象を通院は小学校入学前まで、入院は中学3年生まで引き上げ、市町村や子育て世帯の負担軽減を図ると報道されておられます。またこの県の補助拡大に対して市町村の子育て施策はさらに充実出来るとの声も相次いだと報道されておられます。給食費も学校給食法によれば保護者負担となつておられますが自治体が給食費を負担することを国も認めておられます。財政的な問題も当然ありまふますが県内の自治体もそれぞれ財政的には厳しいものがあると思ひまふますが、一部助成していふ自治体も20を超えておられます。この問題最後の質問となりまふますが一部助成からでも町長、執行部の思ひでできるも

のと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先ほどからおっしゃっている通り憲法第26条ですか、ということで明記してある、無償化が当然だということであれば、先ほどから言うように全自治体に取り組んでいるはずです。だから実態はどうかと言うとそういう考え方もあるけれども違う考え方もあるということだと私は認識をしております。医療費の無償化といった性格とそれからこの給食費の無償化ということについては、これは性質、性格が私は異なるものだという風に判断をしております。常々から申し上げている通り給食費については本来私は保護者が負担すべきお話なんだろうというように考えております。

実際のところ加工、調理については町の方で公費負担をしておりますし、繰り返しになりますけれども今回の物価高に伴うその辺の差額についてもこれはちゃんと町が手当てをさせていただいているということでもありますので、そういった施策については間違った方向ではないという風に思っているところでもあります。

トータルで考えてみてください。県の方でも今回医療費の無料化の対象年齢を引き下げるといふことでもありますので、当然今まで町がその分については負担してきているわけでもありますよね。だからこの部分についてを、また違った子育て支援策に向けていけばトータルで考えればそれぞれのご家庭の経済負担分というの是一緒と言うか相殺できるようなお話であろうと思います。ですから性質上私の考え方としては給食費の無償化じゃなくって違った政策の中で子育て支援を充実させていきたいというようなことでもあります。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） この項目についての質問はこれで終わらせていただきますが、保護者の声をお1人だけ紹介します。「物価が上がり家計が大変だと、子供の数が多い我が家ではさらに大変です。未来ある子供達の為に無償化してもいいのではないのでしょうか」ということです。

次の質問に進めさせていただきます。甲佐高校生は公営塾で支援していますが町内の小中学生への支援はどうなっているかであります。社会教育課及び地域振興課より資料の提供をいただいております。中学校への地域未来塾での数学英語の受講状況があり、甲佐高校へのあゆみ学舎での支援状況があります。お尋ねしたいところがありますので質問いたします。あゆみ学舎スタッフが令和3年が2名、令和4年が1名と、それまでの令和2年までの3名体制から少なくなっておりますが、その理由はなんでしょうか。また3名から1名となってあゆみ学舎の運営に支障はないのでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） それではあゆみ学舎スタッフについてお答えいたします。佐野議員おっしゃる通りあゆみ学舎のスタッフ数が3名から1名ということになっております。スタッフは地域おこし協力隊制度を活用しておりますので活動期間が1年以上3年以下となっております。そのため町では任期を1年とし、その都度更新を行いますので更新

されないスタッフがいる場合はその都度募集をかけてスタッフの確保に努めているところでございます。ただ募集を行ってもあゆみ学舎を設置した当時に比べ申し込み者の数も減ってきておりますので、スタッフの確保が難しい状況という風になっております。

また全国的にも受け入れ自体が増加していますことも申し込みの減少につながっている原因のひとつと考えているところです。スタッフが更新しない理由といたしましては甲佐高校の夢実現に向けての取り組みを行っている中で高校生から反対に力をもらうことで自分が再度夢に挑戦しようという思いのもと活動が1年ないし2年という形でなっている所が現状でございます。また1名で支障がないのかということにつきましては、今甲佐高校の協力やあゆみ学舎の活動に共感していただいている外部の団体の協力もあっていますので今の段階では支障はあっておりません。ただ担当課といたしましては2名体制で運営していきたいと考えておりますのでスタッフ確保については努めていきたいというふうに思っております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 令和3年度甲佐高校の学校評価表が甲佐高校ホームページに載せられていますが、学習進路の項で公営塾を活用することで基礎学力を向上させる、とあって公営塾の活用が位置づけられているという風に感じております。次年度への課題、改善方策の中で県内唯一敷地内に甲佐町公営塾あゆみ学舎が設置されている。公営塾については、本年度連携不足を感じるがあったことから次年度は定期的な情報交換の場と窓口の明確化を図りたい、とありますが町として問題点の把握はされているのでしょうか。改善の見通しとかはどうでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 甲佐高校と公営塾あゆみ学舎の問題点及び改善点についてお答えいたします。佐野議員がおっしゃる通り甲佐高校の学校評価表の中に公営塾の活用が位置づけられておりますことは自分も学校評議員を受けておりますので内容は把握しているところでございます。また連携不足等の問題点も把握しておりますので、その改善点としまして配布しております資料の中に活動内容の中に令和元年度から甲佐高校定例会議を開催しております。ただ令和3年度までは学期に1回程度の定例会議で中心に進路部との会議に参加させていただいておりました。その分連携不足が生じたという部分がありますので、その解消にするために本年度令和4年度からは町、高校、あゆみ学舎の意見情報交換の定例会議を概ね月1回実施をするとともに、高校から教頭、各学年主任の先生方に出席をしていただいておりますのであゆみ学舎の活動に対し町、高校との連携、協力体制については図られるものと思い改善はできているものというふうに考えております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 甲佐高校に対しては今あゆみ学舎ということで生徒の学力向上とか進路の開拓とかそういった面で町がかなり支援をしているところだと思います。そういう中でスタッフが不足したり高校との連携がうまくいかなくなるような事態があるという

ことはやはり早急に改善をされて、子供たち、生徒の進路の開拓と言いますか、そういった方面で前進が図られるように思うところであります。

質問を進めさせていただきます。中学生の学習支援については未来塾として大学生、塾講師、支援員などが支援を行っている聞いておりますが経費とか塾の効果についてはどう考えていらっしゃるのか。ご答弁をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） それでは中学校への学習支援についてお答えさせていただきます。中学校におきまして家庭での学習が困難であったり学習習慣が十分に身に付いていなかったりする生徒に対しまして学習の機会を提供しているところでございます。

平成28年度から甲佐町未来塾ということで実施をしております。基礎学力の定着や進路に応じた学び方の指導などを行っているところでございます。講師としましては今議員おっしゃいました通り元の先生方、特別支援員、大学生、私学塾の職員など地域の幅広い協力を得まして実施をしているところでございます。資料の提出もしておりますが令和4年度でいきますと数学、英語を実施しまして66人の参加を得ているところでございます。費用につきましては報償費、支援員さん等への謝金、また消耗品、保険料などで令和4年度につきましては80万2,080円を予定しているところでございます。

また未来塾の効果というところにつきましては塾終了後に参加者、保護者、講師等からアンケートを取っております。主なところを紹介させていただきますと「復習できるのでより理解できた」「夏休みはゆるみが心配でしたが友達と一緒に参加して頑張ることができた」「自宅で自分の力で学習するのはなかなか難しいですが未来塾があることで勉強を頑張りたいという生徒が気持ちを切らずに取り組めた」というところの回答を得ておりますので、一定の効果があつたのかと思っているところでございます。以上になります。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 中学生の未来塾での支援というのは資料を見れば事業開始から今年度まで7年間継続されて、受講者も年度によって変化はありますが生徒の学習支援に役立っているという風に思います。

次の質問に進めさせていただきます。子育て支援についての4番目、小中学校の部活動から社会体育への移行について、その推進状況や課題や問題点など状況はどうなっているのか答弁をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 町内の小中学校の社会体育への移行の状況ということでございますけれども、小中学校の部活動からの社会体育への移行の経緯と言いますか、現在の状況につきましてご説明いたします。

まず小中学校の部活動の在り方に関しましては、県教委において運動部活動及びスポーツ活動の在り方検討委員会を設置されまして、平成26年2月に運動部活動及びスポーツ活動の在り方についてという提言がなされております。

その後平成27年の3月にまた県教育委員会から児童生徒のための運動部活動及びス

スポーツ活動の基本方針が示されまして、児童にとって適切なスポーツ環境を確保するために小学校の運動部活動を社会体育へ移行すると。まず小学校からということでございます。移行期間は平成27年度から社会体育移行に向けた検討を開始し、移行準備が整った地域、学校、種目から順次移行を進める。また移行期間を4年間とし平成30年度末には各市町村において社会体育への移行が達成できるようにすると示されております。

それを受けまして本町においても社会体育への移行に向けた取り組みを始めまして、体協やスポーツ推進委員、アユスポ等の関係者と各小学校の校長、体育主任等で構成いたしました社会体育移行協議会を開催しております。その中で社会体育移行に向けた課題などの協議を行いまして結果、平成29年度末をもって全小学校で運動部活動の社会体育移行が終わっております。移行した部活動としましては甲佐小のソフトテニス、龍野小の野球部とバスケットボール、以前から社会体育として活動していたのが白旗小の野球部と乙女小の野球部ということでございます。

次に本町における中学校への社会体育への移行についてでございますけれども、文科省では学校の部活動は参加する生徒にとってもスポーツ、芸術文化等の幅広い活動機会を得られるとともに教科学習と異なる集団での活動を通じた人間形成の機会であり有意義なものであるとうたわれておりますということです。

しかしながら部活動の指導が先生方の大きな負担となっている現状もあり、学校の働き方改革を考慮した部活動改革の推進のため、まずは休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとし、令和5年度から令和7年度末までに段階的に移行されるという風にされております。現段階ではまだガイドラインは発信されておりますけれども、その方法ですね、例えば会費や参加費、指導者への対価とか怪我の補償、練習時間などですね、指導者の資格や研修も含めてそういった方法など詳しい内容は記載されておられません。甲佐中学校にある部の活動がどのような形で地域に移行できるかなど現在のところ具体的なことは分かっていない状況でございます。

今後は移行に関する時期やその内容、方法など分かり次第、教育委員会と学校地域のスポーツ指導者や文化活動の指導者の方それと現在の部活動の監督やコーチなどの方などそういった関係者で検討委員会を開催いたしまして、速やかに対応を行ってスポーツ活動、文化活動の環境整備に努めていきたいと思っております。現段階では先般教育長それと学校教育課、社会教育課課長と担当ですね。また中学校でも校長と担当で検討委員会設立に向けた準備、協議を行ったところでございます。以上です

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 課長の答弁で移行状況について詳しくお話をいただきましたが、小学校の方はもう出来上がって中学校はこれからというようなことだという風に思いますが、移行に伴って特別問題点とかいうのは出てないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 今学校教育課長の答弁でありましたように本町におきま

しては29年度末をもって全小学校の運動部活の社会体育への移行が終わっております。

課題という点では部員の確保が一番難しいというところがありまして、中には大会に出場できるギリギリの部員で活動されているところもあるとお聞きしております。また校区をまたいで活動されておりますので送迎についても苦慮されているところもあるとお聞きしております。また指導者につきましては保護者が指導されているところもありますので生徒が卒業された後に保護者も一緒に指導を辞められるというところでもお聞きしております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 質問を進めさせていただきます。

質問事項2番目の防災についての質問であります。質問の要旨の防災士資格取得のために町で養成講座を開催されましたが、防災士を防災にどう活用されておられるのか、詳しい資料も出されておりますがご説明いただいでよろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） ぐらし安全推進室長。

○ぐらし安全推進室長（永井恒一君） それでは議員の質問にお答えしたいと思います。

まず防災士養成講座を開催するに至った経緯等についてお話ししたいと思います。提出資料の通り本年甲佐町において10月1日、2日、15日の3日間で甲佐防災塾と称し甲佐町防災士養成講座を開催しております。各行政区長や防災士の方々などに声をお掛けしたりして応募を募ったところ51名の方が応募されうち43名、町内39名の方です、方が受講されて36名の方が合格されました。合格率については約83.7%となっております。なお合格者のうち4名の方は町外になりますので32名の方が町内で合格されたということになります。

現在町で既に防災士の資格を取得され日本防災士機構へ登録されている方は29名おられ、今回の町内合格者32名の方を加えると61名が甲佐町在住の防災士数となります。

今回甲佐防災塾を開催した目的ですが町としましては各行政区に防災士を最低1名以上は配置したいと考えています。理由は各行政区に専門知識を有する防災士をおくことで行政区又は自主防災組織における地域のチームリーダーとして活動、活躍が期待され、ひいては地域の防災危機を軽減することにつながると考えますし、また区長さんが防災士を取得されているところもあります。他の方が取得されれば防災訓練等における区長さんの負担が軽減すると思ひ、防災士を入れて考えることで防災訓練内容も充実すると思っております。このような経緯で防災士養成講座を開催しております。ただ今回の募集は初めての試みでした。そういうこともありまして、また休日の3日間にわたる講義がありましたのでそのため運動会や農家の繁忙期に重なるなどの理由から当初の見込みであった各行政区1から2の応募を下回る人数での防災士養成講座となりました。

しかし今回の試験で合格された方を加えるとこれまでの20行政区から9行政区増えた29の行政区において防災士が存在することになり、防災士のいない行政区に防災士を配置するという最低限の目的は達成されたと思っております。そのようなことで最低1名の防災士を確保できるよう来年度以降も防災士養成講座が開催できるように検討していきたい

と考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 暮らし安全推進室長が今年の広報こうさの6月号に「早めの避難、事前の準備で自身の命を守る覚悟を持ってください」と話されております。この1年間の広報こうさを改めて読み直してみても防災に関する記事が多いことに気づかされます。総合防災訓練、災害に備える防災訓練、美里町との避難所の相互利用、自主防災組織などの記事があります。防災の取り組みについて町の状況はどうであるか、一言では言えない状況かとは思いますが、防災の取り組みについて町の状況はどういう風にあるのか、現在がですね、説明いただいているのですか。

○議長（宮川安明君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（永井恒一君） はい。それでは町の取り組みについてご説明していきたいと思っております。町の防災の取り組みにつきましては例年4月頃国及び県の研修において防災計画の見直しがありますので、それに伴い町でも地域防災計画の見直しを行い、その後関係機関を招致して町防災会議を実施し、各種防災に向けた意思統一を図っております。その後防災士の方々と訓練内容等について協議し、また連携して町防災訓練を実施しております。また自主防災組織ですけれども、令和2年度には全て立ち上げております。自主防災組織は地区社協それから老人会等に対する防災講話や避難所備品であるワンタッチテントや段ボールベッドの組立体験会の実施、自主防災組織の防災訓練に対する備品、消耗品の購入や炊き出し訓練に必要な食材購入の補助、避難誘導灯の設置補助などを行っています。その他自主防災組織に対し県の担当者を講師として招聘し地区防災計画の作成研修会も実施しております。

また先に話しましたように地域の防災リーダーの育成支援や災害情報伝達手段の構築など災害が発生した場合に備えた各種訓練や支援等を行っています。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 防災について町の取り組みで大まかな所だったという風に思いますが説明をいただきました。これをもちまして私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（宮川安明君） これで6番、佐野安春議員の質問は終わりました。

以上をもって、一般質問の通告者すべての質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明日13日は、午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後1時49分

1 2 月 1 3 日 (火曜日)

令和4年第4回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第3号）

1. 招集年月日 令和4年12月9日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開議 12月13日 午前10時00分 議長宣告
1. 延会 12月13日 午後2時24分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲 斐 良 二	2番 甲 斐 高 士	3番 田 中 孝 義
4番 鳴 瀬 美 善	5番 森 田 精 子	6番 佐 野 安 春
7番 荒 田 博	8番 宮 本 修 治	9番 福 田 謙 二
10番 井 芹 しま子	11番 宮 川 安 明	12番 本 田 新

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北 畑 公 孝 議会事務局書記 後 藤 理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長 奥 名 克 美	副 町 長 師 富 省 三
会 計 管 理 者 渡 邊 友 美	総 務 課 長 北 野 太
企 画 課 長 古 閑 敦	地 域 振 興 課 長 荒 田 慎 一
くらし安全推進室長 永 井 恒 一	税 務 課 長 奥 名 雄 吉
環 境 衛 生 課 長 白 石 亨	住 民 生 活 課 長 橋 本 良 一
健 康 推 進 課 長 上 古 閑 一 徳	福 祉 課 長 宮 崎 貴美代
農 政 課 長 井 上 幸 介	建 設 課 長 志 戸 岡 弘
会 計 課 長 渡 邊 友 美	町 民 セ ン タ ー 所 長 中 林 健 次
教 育 課 長 蔵 田 勇 治	学 校 教 育 課 長 吉 岡 英 二
社 会 教 育 課 長 後 藤 喜 治	
農 業 委 員 会 事 務 局 長 井 上 幸 介	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 北 野 太

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

7番 荒 田 博 8番 宮 本 修 治

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 議案第54号 甲佐町地域力持続化基金条例の制定について
- 日程第2 議案第55号 甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第56号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第57号 甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第58号 町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第59号 財産の取得について
(甲佐町立小・中学校パソコン及び電子黒板購入)
- 日程第7 議案第60号 甲佐町交流拠点施設指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第61号 甲佐町総合保健福祉センター施設の一部における指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第62号 令和4年度甲佐町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第10 議案第63号 令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 追加日程第1 議案第64号 令和4年度甲佐町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第11 議会活性化に関する調査特別委員会からの中間報告の申し出について
- 日程第12 議会運営委員会行政視察研修報告について
- 日程第13 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第14 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第15 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第16 議会活性化に関する調査特別委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として議員、執行部及び事務局職員はマスクを着用することとしております。

また、傍聴者におかれましてもマスク着用のうえ、指定された座席での傍聴にご協力をお願いいたします。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 議案第54号 甲佐町地域力持続化基金条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第1、議案第54号「甲佐町地域力持続化基金条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい。それでは、議案第54号についてご説明申し上げます。

議案第54号、甲佐町地域力持続化基金条例の制定について。甲佐町地域力持続化基金条例を次のように制定するものでございます。

令和4年12月9日提出、町長名です。

提案理由につきましては将来的な人口減少の進展に伴い多様な行政課題の発生が予想されることから、地域力の持続化対策を中長期的な視点で計画的かつ継続的に講じるために行う事業の財源を確保するため基金を積み立てる必要が生じたので、この議案を提出するものであるということでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町地域力持続化基金条例。

設置、第1条、中長期的な視点に基づく地域力の持続化対策を計画的かつ継続的に講じるために行う事業に要する費用の財源に充てるため、甲佐町地域力持続化基金(以下基金という)を設置する。

積立、第2条、基金として積立額は一般会計歳入歳出予算(以下予算という)で定める。

管理、第3条、基金に属する現金は金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

運用益金の処理、第4条、基金の運用から生じる収益は予算に計上し基金に編入するものとする。

繰替運用、第5条、町長は財政上必要があると認める時は確実な繰戻しの方法、期間

及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

基金の処分、第6条、基金は第1条に規定する事業に要する費用の財源に充てるための基金の全部または一部を処分することができる。

雑則、第7条、この条例に定めるもののほか、基金の管理運用に関し必要な事項は町長が別に定める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

この基金につきましては将来的な人口減少社会の進展に伴う地域コミュニティの衰退など多様な行政課題の発生が予想される中、現過疎法の適用が切れる9年後の地域社会を見越した中長期的な視点に基づく地域力の持続化対策を計画的かつ継続的に講じていくために行う事業に要する財源に充てることを目的として設置するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 提案理由については理解をしないでもないんですけど、なかなか漠然として、もう少し具体的なことを述べていただくのと、今年は1億円多分組んであったと思いますけれども、予定してあると思いますけれども。この目標といいますか9年後の過疎債が不確実なわけで、それまでに基金を積み上げていくことなんでしょうけれども、目標と言うかそういったものもあるんですかね。もう少し具体的な事とその金額についてお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） この基金の創設に至った具体的な事ということでございますけれども、今本町には一般会計で整備された基金が今15件ございます。このうちそれぞれそれぞれの目的を規定された基金が14件でございます。目的を特定されない基金が財政調整基金のみとなっております。

この基金を創設する目的としましては将来に向けた財政運営資金ということになりますので、既存の財政調整基金への積立による方法も考えられるところではございますけれども、財政調整基金につきましては条例上の目的が災害復旧、地方債の償還、その他財源の不足を生じたときの財源を積立ると規定されていますように、年度間の財源不足の変動に備えるための積立を行い、その年度の財源不足が出た場合に限り取り崩すというようなものでございます。

本件につきましては本町が将来的に過疎地域からの除外の可能性が大きいために、そうなった場合もある一定の行政サービスを維持するため中長期的な将来を見据えたものとしておりますので、新たな基金として創設するというところでございます。

将来あと9年後と申し上げましたけれども、どういった事業に充てる想定かということでございますけれども、それについては特に過疎指定から除外を見せた基金でございますので過疎債を活用してこれまでも行なっている道路新設改良事業や学校施設などの公共施設の老朽化対策などのハード事業のほか、過疎債のソフト部分を今活用しておりますけ

れども、子供医療、保育料の負担軽減などの子育て支援事業などに活用することを想定しております。

目標額につきましては今後過疎の方で使用している目標額は、これまで毎年度大体3億から6億の過疎債を活用しているという状況でございます。仮に毎年6億円の資金が必要ということになるならば、毎年度2億5,000万ほど、今年度は1億円今補正予算にあげておりますけれども、次年度以降は最大で2億5,000万程度の積立をしておけば、ある程度はいろんな事業に対応できるかなというところでございます。

ただし財源はふるさと甲佐寄附金等を予定しておりますので、最大で2億5,000万と申し上げましたけれども、可能であるならば1億5,000万から2億5,000万の間で積立できれば、過疎が切れた後も激減するような行政サービスの低下は免れるのではないかとこのように考えております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番。今財源の方はふるさと納税の方から回すということでございますけれども、このふるさと納税かどれだけ持続するか、そのふるさと納税に関しても減るということは考えていらっしゃるのか。それともこのままずっと続いて増えてくる予想をされているのか、その点ちょっとお聞きいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 議員おっしゃられた通りふるさと応援寄附金については水ものと言いますか恒常的な収入ではないという風には認識しております。今年度も約10億円ほど収入があるという見込みで、今後も色んな返礼品あたりを増やししながら確保していくというようなことしておりますけれども、今のところ中期財政計画では10億円ほど毎年入ってくるというような想定しておりますので、先ほど申しましたように可能な限りそういった収入を確保しながら将来のために基金を蓄えていければというふうに考えております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。非常に将来を見据えてこの基金の創設ということなので良い事業だなと私は思いますけれども、過疎の話が出ましたので以前にも甲佐町も過疎から外れるような話もございましたけれども、現在また新たな見直しで延長がなされております。将来的には過疎から外れていくんだろうと思うんですけれども、近傍の町村と言いますか甲佐町以外でも過疎から外れるような団体もあったと思うんですよ、町も。そういったところでもこういった基金を作られているのか、もしくは作ろうとされているのか、その辺は調査とかされた経緯はありますか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今回の過疎の指定の見直しということで甲佐町については激変緩和措置として残ったということでございます。甲佐以外では山江村それと南関町が甲佐町と同じようにこの過疎指定から外れるんじゃないかというような情報もまいりまし

たので、我々としては何とか現段階、過疎を卒業するということは非常にこれはある意味いいことではありますけれども、現実的に財政運営から考えた場合には非常に窮屈なこととなりますので、現段階ではまだ甲佐としては指定を受けとった方がいいという判断で色々な活動をやってきたところですよ。今後あと9年後の事を考えた時には激変緩和でうちの方は残ったということでもありますので、外れる可能性も今の段階から私は想定して現場の住民サービス等について低下することのないような手立てを考えておくべきだという考えで、今回こういった条例を提案させていただいているところです。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。議案第54号、甲佐町地域力持続化基金条例の制定についてでございますけれども、ただいま課長から提案理由の説明がありましたように、将来的な人口減少の進展に伴い多様な行政課題の発生が予想されることから、地域力の持続化対策を中長期的な視点で計画的かつ継続的に講じるために行う事業の財源を確保するため基金を積立るということで、今町長の方からも説明がありましたように、過疎が9年後に止まるということによって財源不足になる可能性があるということによって将来的には調整基金を積立るということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第54号「甲佐町地域力持続化基金条例の制定について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号「甲佐町地域力持続化基金条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第55号 甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第2、議案第55号「甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） それでは議案第55号についてご説明いたします。

議案第55号、甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の制定について。

甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例を次のように制定するものでございます。

令和4年12月9日提出、町長名です。

提案理由といたしましては公立義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づきまして、令和5年度の町立白旗小学校2年生及び3年生が複式学級になる見込みでございます。その解消及び学校教育の充実と学力の向上を図るために任期付の町費負担教職員を任用する必要があるため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

これにつきましては甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例でございますけれども条文が18条ございまして3ページに渡ります。その後給与表をつけておりますけれども、これを一つ一つ説明しますと相当な時間もかかりますので、事前にお配りしております55号の説明資料に基づいてご説明させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。それではこの資料に基づいてご説明させていただきます。

甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の制定の要旨ということでございますけれども、一番の目的といたしましては令和5年度から令和8年度までの4年間白旗小学校の複式学級が見込まれます。町費で担任できる教職員を雇用することで複式学級の解消、学校教育の充実及び学力向上を図ることを目的としております。

次に2番の複式学級の要件及び任用の経緯と今後の見通しということでございますけれども、公立義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の第3条におきまして2学年で16人以下（第1学年を含む場合は8人以下）で編成される学級は複式学級となり、白旗小学校におきましては令和5年度から2年生と3年生が複式学級となる見込みであるということでございますけれども、16人以下ということは16人は複式学級になるということで、17人ならば複式学級にはなりませんよということでございます。

これを下の表でちょっとご説明いたしますと白旗小学校の令和4年度ですね。これにつきましては1年生と2年生を見てもらうと8名と7名で14名でございます。上の括弧書きのところに1学年を含む1年生を含む場合は8人以下となっておりますので、ここは15名だから1年生がおりますので複式学級となりませんが、令和5年から8年までですね、大きい括弧でくくっておりますが、これは2年生と3年生が15名、そのままで行きますと3年生と4年生、4年生と5年生、5年生と6年生ということで全て15名となりますので、この4年間につきましては複式学級というのが想定されます。

4年間の限定的な現象であると思われることから、当該学級に町費での負担教職員を配置しまして複式学級の解消と学習機会の保障を図るものでございます。教員は通常県費負担職員となりますけれども以上のようなことで配置がなされません。だから町費で1名を担任として配置して複式学級の解消をする狙いでございます。

表の下の方に括弧がありますけれども、上記記載の児童数は特別支援学級在籍児童を含んでいるが実際の学級編成の際には除いてカウントするということとございます。この中に現在1名特別支援学級がいらっしゃいますので、その児童を減らしますと14名でございますので、17名になるのはあと3名どっかから転入するかどうかしなければできないというようなこととございます。

次に3番の町費負担教職員の勤務内容等とございますけれども、勤務条件といたしましては県費負担教職員と同等ということとございます。雇用形態につきましては甲佐町の任期付町費教職員の雇用形態と同等とございます。

次のページをお願いします。給料でございますけれども給料の額は熊本県市町村立学校教職員の給与に関する条例に準じるとありますけれども、これは県費の教職員と同じという意味とございます。順次甲佐町の給料表を制定するというのが別表1でございます。また給料の支給条件、支給方法及び支給期日は一般の常勤職員、甲佐町ですね、常勤職員の例によるということとございます。

次に教職員調整額とございますけれども、これは教職員独自の規定ということとございます。公立の義務教育小学校の教育職員の給与等に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき町費負担教職員にそのものの給与の月額額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。これはどういうことかと言いますと自分の給与に月額4%に相当する額を支給するとなっておりますけれども、これにつきましては毎月支給されます。従いまして町の一般職員のように時間外手当はつかないということになります。どんなに時間外をしてもこれにつきましてはこれを支給してあるので時間外はつかないというようなこととございます。

次に手当でございますけれども扶養手当、住居手当、通勤手当、教職特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当等については一般常勤職員の例によるものとし、義務教育等教職員特別手当については熊本県の基準により町で制定するということが別表2にありますけれども。教員の特殊勤務手当ということはどういうものかと言いますと、条文の10条、2ページ目にありますけれども、教職員特殊勤務手当は次に掲げる業務に従事した場合においてその業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶ時に支給する、ということで例えば(1)ですけれども学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務は次に掲げるものであるということとございますけれども。児童の保護または緊急の防災もしくは復旧業務それと児童の負傷疾病等に伴う緊急の業務、児童に対する緊急の補導業務ということで、例えば災害、病気、疾病、怪我等で児童が負傷した場合は救急車に乗って行くとか、色々特別の業務に対する手当を支給するというのが教職員の場合は制定されておりますので、それに準じたものとございます。

それと条例の一番最後の所にありますけれども、このような内容で条文を制定しておりますがあくまでも令和5年から8年の4年間の限定でございますので、令和9年の3月31日はその効力を失うということを附則に定めてあるところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（宮川安明君） これより質疑をおこないます。何か質疑はありませんか。

本田議員。

○12番（本田 新君） 今回白旗小学校の1、2年生の児童の減少に伴ってこのような条例を提出されております。1つ教育委員会の方に確認をさせていただきたいのは5年度以降新1年生です、5年度以降は14名、16名、13名、13名、18名という風に記載されておりますけれども、この見込まれる数字というのはほぼ間違いのないような児童数として捉える、なんか根拠があってこういう数字が出てくるのか、その点についてお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） これにつきましては毎年学級編成ヒアリングがございましてけれども、その際には例えば35名を超えたら2クラスになるとかありますけれども、この数値についてはきちんとした数値を予測してしているものでございます。例えばよその町からここに引っ越してくるような場合があるというような情報等も町村間でお互いに交換しておりますので、この数値についてはきちんとしたものという風に捉えていただいで大丈夫かと思っております。それと0歳児、1歳児につきましても今後の出生数を把握しておりますのでこのような現象は今後今の0歳児以降は起きないということで把握しているところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 今の課長の答弁からいきますとこれは説明資料にあります通り一時的な限定的な現象ということで、今回このような議案を提出されたということであるという風に認識いたしました。やはり少子化が進んでいるなという思いが今この議案を見て感じております。子育て支援には力を入れていって、なんとか児童数の減少を防ぐようなことがやはりひとつの命題だなというふうに感じております。以上です。質問はありません。それだけ確認したかったのでこの質問をしました。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） この職員の採用についてはどんな方法が取られるのか、1点お尋ねします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 当然教職員についてはその資格を有する者ということが最低限のものでございますので、教員をされている方とか教員に志望されている方、その方を一般公募しまして面接をしまして教育長が条例の任用についての2条でございましてけれども、町費負担教職員は教育委員会が任用する。町費負担教職員の採用は選考によるものとし、その選考は教育長が行うものとするということで、そのような条件のもとに採用するものでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。目的にあります複式学級の解消、学校教育の充実及び学力向上を図ることを目的とするということについては理解をするものでありますが、

過去にもこういう複式学級というのが存在したという風に思いますが、そういった過去にこういった措置をされたのかどうか、そういうことでお尋ねしたいということと、今回の町費負担教職員の給料が一般の教職員と比較してどれぐらいのものなのかお尋ねをしたいという風に思います。以上です。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 複式学級は佐野議員もご存知かと思えますけれども旧宮内小学校ですね、その時はほとんど複式学級だったということでございますけれども、甲佐小学校に統合されてからはこういう現象は起きておりませんが、今回は4年間の限定ということでございましてこのようなことの措置を行うということでございます。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 教職員の給与と比較してということですが、これにつきましては現役であろうが再任用であろうが県の基準と全く同じでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番。非常に簡単な質問なんですけれども、2年生と3年生が現場で行くと複式になりますけれども、これを複式にならないようにそれぞれの学年で担任をされるということだと思えますけれども。今度町の方で採用されますその任期付の先生は、言うならば例えば今の2年生なのか3年生を受け持って4年間ずっと担任されていくのかはもうわかっていますかね。

○議長（宮川安明君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 今年の1年生、2年生この学年が来年から5年、6年になるまで複式学級になりますので県費負担教職員の配当が1名しかないと、2学年に1名しかないと、もしそのままであるならば1人の先生が2学年を同じ教室に入れて授業を片方の学年の授業をする間、もう1つの学年は自分たちで自学をする、そういう形になりますので学力の保証という意味ではやはり力のある先生がいた場合はそんなに劣らないというあたりもありますけれども、なかなか難しいところもあります。それでですね、1名お願いをしているところでございますが、この1名の先生をその学校の中でどの学年の担任にするかは学校のその時のいろんな状況を見て校長に判断をしてもらって、必ずしもその先生がこのどちらかの学年の担任になるということではないということでございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 先ほどの分の訂正をさせていただきます。一般公募と言いましたけれども一般公募ではないというようなことでございます。申し訳ございません。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） ならばどういった方法ですか。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時36分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 一般公募という意味が違うと言いますのは、結局限られた資格を持っている人しかできないので、例えば校長先生あたりとか県教員にお聞きいたしまして、そのような方がいらっしゃるのかどうかというのをこちらの方で当たると言うか、前もって打診と言いますか見つける必要があるということでございますので、一般的に一般公募してもそういう人は当たらないだろうという所がありますので、一般公募じゃないというようなことを言ったわけでございます。答えになるか分かりませんが、よろしゅうございますか。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番。教職員を先ほど採用ということでございますけれども、例えば産休で休まれる、そういう場合もこの採用方法と一緒にですかね。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時38分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 一般の教職員の県費教職員の場合で説明申し上げます。教職員が出産もしくは育児休業等で休む時はその代わりに臨時採用の職員を入れるわけですが、その採用にあたってはやはりなかなか見つからないんですよ。ですので県教員の方で探して紹介してもらってそして面接をしてそして採用するという形になります。従って教員採用試験を受けたりとかそういうことはいたしません。臨時的な採用ということになります。で今回この町費の教職員についても教員免許を当然持っておられる方、これが非常に現在不足しておりまして県下で数十名の欠員、当然その学校に配当されるべ

き人数の教員が見つからないという状況が現在県下でおきておきまして、なかなか探すが大変という状況の中で、なんとか探してそして出願をしてもらって選考していくという形になるかと思えます

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。議案第55号、甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の制定でございますけれども、ただいま課長の方から説明がありましたように1学年16名に定数が満たさないということで令和5年度から2学年3学年複式にするということで、県費負担の方が県職員を1名しかでれないということで町費負担の方から1名補うということで、子どもたちの学力向上に向けた取り組みということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第55号「甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号「甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第56号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第3、議案第56号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは議案第56号についてご説明申し上げます。

議案第56号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものでございます。

令和4年12月9日提出、町長名です。

提案理由につきましては、地方公務員法の一部改正等に伴い本町職員の定年に関する規定等について関係条例の整理を行う必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。次のページからが条例の改正文となりますけれども、長くなりますので別添の説明資料にて説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは別添につけております説明資料に基づいて説明いたします。

まず1の改正理由でございます。職員の定年延長に係る地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、関係する条例を整理する必要があるためということでございます。

2番の地方公務員法の一部改正の内容については6つの項目がございます。

まず(1)が現行の60歳の定年を令和5年4月から2年に1歳ずつ引き上げまして、令和5年4月の定年年齢は原則61歳ですけれども、令和13年4月には65歳となるように改正するというので、今3番の下の表がついておりますけれども、こういう形で段階的に定年年齢を引き上げるというようなことでございます。

それと(2)ですけれども管理職の定年は原則として60歳を役職定年年齢としまして管理職以外の職に後任する役職定年制を導入するというのでございます。具体的に申しますと今課長職等につきましては60歳を役職定年年齢としまして、61歳以降は管理職を降りるというような形となります。

(3)が60歳町職員の基本月給は当分の間、60歳前の7割水準に設定する。

(4)60歳以降、定年前に退職する場合であっても当分の間、定年退職と同様に退職手当を算定するということです。

(5)60歳に達した日以降、定年前に退職した職員について本人の希望により短時間勤務の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務制を導入するということです。

(6)が現行の再任用制度は廃止し、段階的な引き上げ期間中は定年から65歳までの間の経過措置として暫定の再任用制度を存置するということでございます。

3番の条例の主な改正内容につきましては、(1)が先ほど申しました定年年齢の引き上げに伴う改正ということですので。それと段階的引き上げ期間中の定年年齢管理監督職勤務上限年齢制、役職定年制が導入されるということですので。

(2)が定年延長に伴う給与に関する措置については、当分の間60歳を超える教職員の給与月額が60歳前の7割水準とするよう措置する。

(3)定年延長の諸制度の整備に伴う用語等の改正。

(4)引用数上項番号の改正ということですので。

次のページに移りまして、(5)が本改正条例の中身でございますけれども、関係条例事の改正内容等ということで1番が甲佐町職員の定年に関する条例ということで、これを段階的に65歳までに引き上げるというような条例改正です。

2番以降につきましては先ほど説明しました内容と関係する条例について改正するというのでございまして全部で12の条例がございまして。

最後に4番が施行期日でございまして。令和5年4月1日施行ということでございましてけれども、附則の11条で令和5年度に60歳に到達する職員に対しては令和4年度中に情報提供及び意思確認を行うための規定があります。これについては公布の日から施行するというようにしております。以上で説明終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。なにか質疑はありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番です。今説明がありました地方公務員法の一部改正の3番の中に、60歳町職員の給与月額が当分の間60歳前の7割水準に設定するとありますが、当分の間というのはどのくらいの期間を示しているのか。それともう1つは60歳前の7割水準という7割にする根拠ですね。こういったところをご説明いただきたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） この根拠につきましては一応地方公務員法の改正ということでございまして、法律上に当分の間という風に表現してありますので、それがいつまでなのかというのは把握は今のところできていないというところでございまして。それと7割水準に設定する根拠につきましても、国家公務員法に準じて地方公務員法も改正するというのでございまして、国の国家公務員に準じるということで7割という設定になっておりますので、それに準拠するというようなことでございまして。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。7割水準に設定するというのはやはり国家公務員法でそういう風に決められているというお話がありましたが、やはり何らかの根拠があって7割という風にされているかと思うんですけども、私はそこは調査された方がいいとは思いますが。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時51分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） 7割水準に設定する根拠につきましては、私どもはその辺りは国の方からも聞いておりませんので、地方公務員法に準拠して各自治体改正するというのでございまして。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。議案第56号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については職員が安心して働き続けられ、住民サービスの向上にもつながる定年延長制度を求めるものですが、定年延長後の給料を7割水準に減額するという事は、総務省が地方公務員の定年引き上げの実施に向けた質疑応答でも「60歳を超えても引き続き同一の職務を担うのであれば本来は給与水準を維持することが望ましい」と述べていますように、本来賃金は職務に応じて支払われるものであり年齢を理由とする減額は認められないものです。現在の定年前の給料を減額しないで定年延長とすべきであるという風に考えます。従って本条例案については反対とするものです。以上です。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） 12番。議案第56号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定でありますけれども、これにつきましては先ほど課長の方から説明がありました通り地方公務員法に準じて行うということでありまして、また我が町の職員の給与等につきましては人事院勧告だとか、そういった地方公務員法に準じて行なっておるという大前提がありますので、本条例につきましては賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第56号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案どおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第57号 甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第4、議案第57号「甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、議案第57号についてご説明申し上げます。

議案第57号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年12月9日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、人事院勧告を踏まえ職員の給料表及び特別級の支給率並びに会計年度任用職員の給与表を改定する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。次のページからが条例の改正文となります。

これにつきましても別添の説明資料にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。それでは別添の説明資料に沿って説明いたします。

まず1番の改正理由につきましては、人事院勧告を踏まえ職員の給料表及び特別級の支給率並びに会計年度任用職員の給料表の改定を行うものとあります。改正内容につきましてはまず(1)甲佐町の一般職の職員の給与に関する条例ですけれども、これについては給料表及び勤勉手当の支給率に関する改定を行います。

アの月例給、これが給料表でございますけれども、民間給与との格差921円程度の差異を解消するため初任給及び若年層の俸給月額を引き上げ、平均が改定率が0.3%でございます。初任給につきましては高卒程度で4,000円を引き上げを行うということで人事院勧告に沿った改定でございます。

イの特別給につきましては、民間の年間のボーナスと特別級の支給割合を比較することで令和4年12月期及び令和5年度において改定するというので、内容につきましては特別級の勤勉手当を0.10月分引き上げまして、特別給の支給割合を0.10月分の引き上げを行うということでございます。

下に表をつけております。真ん中の段の令和4年度改定後ということで太字で示しておりますけれども、12月の支給割合について0.10月勤勉手当を引き上げまして合計で2.25月分を支給するという事です。年間支給割合につきましても0.10月上がりますので4.40月改正するという事です。令和5年度以降についてはそれを半分ずつ6月と12月に振り分けてしますので2.20月分ずつということで4.40月分という風な改定となります。

下の表の米印ですけれども再任用職員につきましては勤勉手当の支給率を年間0.90月から0.95月へ0.05月分の引き上げとなります。

次のページにつきましてはが任期付職員の採用に関する条例の給料表及び期末手当の支給率に関する改定ということでございますけれども、ここについては特定任期付職員の俸給表としてあります。これについては特定任期付職員というのは国家公務員あたりが任用されておりますけれども、高度の専門的な知識、経験または優れた識見を有するもので任期を定めて採用された職員ということで、具体的に申し上げますと弁護士さんなどを採用するという場合の規定でございますので、これについては本町には該当者はおりませんが、一応条例上は規定されておりますので改定を行うということで給料表の改定と

ボーナス、期末手当を0.05月分引き上げるといような改定でございます。

(3)については会計年度任用職員の給料及び費用弁償に関する条例ということで、これについても一般職に準じて給料表の改定を行うということでございます。

これについては令和5年4月から改定となります。

最後に施行期日でございます。公布の日は改正条例第2条、第4条及び第5条の規定は令和5年4月1日という風になります。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。議案第57号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、ただいま説明がありましたように、人事院勧告を踏まえ職員の給与表及び特別給の支給率並びに会計年度任用職員の給料表の改定を行うものということで、何ら異議なく賛成します。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第57号「甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号「甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

しばらく休憩いたします。11時10分から再開いたします。

休憩 午前11時1分

再開 午前11時10分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第58号 町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制

定について

○議長（宮川安明君） 日程第5、議案第58号「町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは議案第58号についてご説明申し上げます。

議案第58号、町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和4年12月9日提出、町長名です。

提案理由につきましては、特別職の国家公務員の給与改定を踏まえ、特別職の期末手当の支給率を改定するためこの議案を提出するものでございます。

次からが改正文となります。これについても長くなりますので別添の説明資料で説明させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。それでは説明資料をご覧ください。

1、改正理由でございます。改正については特別職の国家公務員の給与改定を踏まえて町長等の特別職に関する期末手当の支給率について改定を行うものでございます。

2番の改定内容については町長等の給料及び旅費に関する条例それと甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の期末手当に関する規定について改定を行うものでございます。中身につきましては下の表でございます。町長、副町長、教育長、議長、副議長、議員の部分でございますけれども12月期の支給割合が現行が1.35月分だったのを0.05月分引き上げてまして1.40月としまして、年間の支給割合が2.75月とするものでございます。令和5年度以降については0.025月分を6月期と12月期に振分けまして1.375月分で、合わせまして2.75月分ということになります。

施行期日につきましては公布の日で、改正条例の第2条及び第4条の規定については令和5年4月1日としております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。議案第58号、町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては反対の立場から発言いたします。町一般職の給与の改善はまだまだ必要と考えますが今の段階での町長、副町長、教育長及び議長、副議長、議員の期末手当については引き上げる必要はないと判断するものです。以上です。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。議案第58号、町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますけれども、提案理由にもありますように特別職の国家公務員の給与改定を踏まえ町長等特別職に対する期末手当の支給率について改正するという事で、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第58号「町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案の通り決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第6 議案第59号 財産の取得について

○議長（宮川安明君） 日程第6、議案第59号「財産の取得について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） それでは議案第59号についてご説明いたします。

議案第59号、財産の取得について。甲佐町立小・中学校パソコン及び電子黒板購入について下記の通り財産を取得するものでございます。

令和4年12月9日提出、町長名です。

記、1、取得する財産の表示、別紙一覧の通りということで次のページにございます。

2、取得予定金額、2,914万7,800円。

3、契約の相手方、熊本県上益城郡甲佐町大字糸田1641、有限会社コンバース甲佐支店、支店長、緒方將文。

4、契約方法、指名競争入札。

提案理由については、省略させていただきます。

次のページをお願いします。

購入する物品でございますけれども校務用パソコンを103台、教室用パソコンを40台、サーバーを5台、NASを5台、外付けハードディスクを5台、電子黒板25台ということで

ございます。次のページに仮契約書を添付しておりますけれども購入理由とその財源でございまして、これにつきましてはリース契約が終了しますパソコン、電子黒板及び付属機器をコロナ対策の交付金を活用して購入するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。
井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 指名競争入札とありますけれども、なん事業者で入札をしたのか入札率及びパソコンそれから業務用パソコンそれから電子黒板、その3つについての単価をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時21分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） お待たせしました。申し訳ございません。

まず入札者の数ですけれども4社で2社が辞退しております。それと入札率については67.5%ということになります。それからそれぞれの単価でございますけれども、まず校務用パソコンそれと教室用パソコンとも8万円でございます。これは税抜きの価格でございます。それとNASですね。これにつきましては保守も込みまして5万円ということでございます。保守込みです。それと外付けハードディスクについては1万6,000円。それから電子黒板につきましては35万5,000円、全て税抜きでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。議案第59号、財産の取得についてでございますけれども、有限会社コンバースさんですか、4社あった中で2社辞退と言うことで今金額もおっしゃいましたけれども、妥当な金額じゃないかと思ひまして、また学力向上に繋がるよう期待申し上げまして、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第59号「財産の取得について」を採決いたします。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号「財産の取得について」は、原案どおり可決されました。

日程第7 議案第60号 甲佐町交流拠点施設指定管理者の指定について

○議長（宮川安明君） 日程第7、議案第60号「甲佐町交流拠点施設指定管理者の指定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） それでは議案第60号についてご説明申し上げます。

議案第60号、甲佐町交流拠点施設指定管理者の指定について。

次のように指定管理者の指定をするものでございます。

令和4年12月9日提出、町長名です。

- 1、 公の施設の名称、古民家交流拠点施設、井戸江峡交流拠点施設。
- 2、 指定管理候補者、上益城郡甲佐町大字横田605番地1、一般社団法人パレット代表理事、大滝祐輔。
- 3、 指定期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。

提案理由といたしまして指定管理者の指定について地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。資料としまして甲佐町交流拠点施設指定管理に関する指定管理料について示しております。指定管理料につきましては町が3年間の実績等から施設の管理に要する経費から利用料金、物販、飲食事業の収入を差し引いた額で算出した結果、基準価格として5年間の合計500万円と定め、応募事業者から各年度の委託料の金額を提案を求めたところでございます。

その結果、指定管理候補者から古民家交流拠点施設及び井戸江峡交流拠点施設とも単年度100万の5年間で計500万の提案をいただいております。簡単ではございますが以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

1番甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。ただいま課長の方からご説明ありましたとおり今後5年間100万円ということで計500万円、それぞれ指定管理料が記載されておりますが、例えば社会情勢の変化と言うか、更なる原油高とか更なる物価高騰とか、例えば入込客数の減少等があった場合なんかは見直しとかは検討されるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。この金額ですけれどもこの見直しについては原則

行わないことしております。また原油価格、物価高騰等で運営に支障が出る場合については施設使用料、自分たちが利用料の料金改定とか、そういうふうに対応していただきたいと思っておりますし、あと不足する財源については自主活動ですね、自主事業で収入を補っていただきたいというふうに考えているところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 古民家交流拠点とそれから井戸江峡ですけれども、これについての運営状況はどうだったのか尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 運営状況と言うと3年間の実績ということでよろしいですかね。当初町が3年間の事業実績を見越したところの計画で行くと、この実績につきましては全て大幅に超えているところでございます。

町が令和3年度でいきますと大体古民家で言うと288人の見込みをしておりましたけれども、これについては議員ご存知の通り真ん中にレストランサンヴィートがありますけれども、その利用者も含めたところで6,333人の利用がっておりますので、それについての実績については十分なってるのかなという風に思っております。

またキャンプ場につきましても町が算定しました部分については1,500人ということで、宿泊者だけ考えても3,287人ということで予定よりも倍増しているというところで、運営状況については順調にいつているのかなというふうに考えているところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） それぞれ事業者の努力によってこういう風に経営状況も随分動員ができて経営が非常に良かったということなんですけれども。そういった中でこの100万円ずつがこれがどういう風にして100万になったのかということがやはり指定管理者、管理しているわけですのでそういう設定もあるかという風に思うんですけれども、この100万というのがこの人数がどうなるかという不確定なこともありますけれども、これについてはどういう設定をされたのかというのはまずお聞きしたいという風に思います。そしてその施設について指定管理なのでまた確認なんですけれども、町が負担をすべき部分もあると思うんですけれども、それについてもお聞かせ願いたいという風に思います。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 100万に至った経緯ということですが、先ほど答弁させていただきましたように3年間の実績をもとに今後の収入を見たところと支出ですね、その差額について計算しましたら大体5年間で520万ぐらいのマイナスの数字になりますので、それについては今の物価高騰であったりその部分もありますし、今回変更として先ほど議員言われましたように町が負担する部分が大規模の修理については町が負担しますけれども、小規模については指定管理の方でしていただきます。その金額が前回まででしたら10万のところを今回から30万というところで、その部分もあげておりますので修繕についてもある程度の負担が指定管理の方にかかるということで、そういう形で考え

ております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 12番。今回この5年間ということで委託を指定管理者の設定をされておられますけれども、普通に思えば、できれば自分達でまかなっていただきたいという思いが町の方にもあるだろうと思います。ただこういった場合、持続可能にしていかなきゃいけないというのもそれもまた1つ考えなければならぬだろうというふうに思いますけれども、率直に言って今県が年間100万円指定管理料を払わなければこのパレットは運営できないという状況なんではないでしょうか。そこが一番大事なところであろうと私は思うんですけれども、それは町の方はどう見ておられるんですか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 今の実績でいきますと両施設とも赤字にはなっていないので町のその100万については必要ないのかなという風には考えているところです。

ただ今先ほど甲斐議員からもありましたように物価高騰であったり、今人件費等も上がっておりますので、その辺の加味したところの試算もしましたのでそういう形と、先ほど修繕代また備品等で井戸江峡で言いますとテント等の買い替えも全てこの指定管理の方をお願いするという形にしておりますので、それも踏まえたところで計算しましたところ、大体計算すると100万ぐらい足らなくなるということで町としては基準額を設定をしたところではあります。

また今回につきましては剰余金が発生した場合については一応町の方にも入れていただくような形で、詳細は協定書の中にうたい込んでいきたいという風に考えておりますので、その辺の取り扱いについても協議していきたいという風に考えているところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 今の課長の答弁で途中まではえっという部分がしましたけれど、最後の部分で剰余金が出た場合は町にということであります。一番心配するのは委託業者に対し町が支援すると、それが甘えになってという風にならないように、町の方でもそんなに財源が潤ってはないという風なところもあります。そういった甘えにならないような形での委託ということをお願いしたいという風に思います。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番。この利用者数が両方とも古民家交流拠点施設それから井戸江峡交流拠点施設も利用者が倍以上ということで、特に井戸江峡の方がですね、河川の方に行く時のちょっとあそこが段差がありますけれども、ああいうところで事故等があったのかなかったのかと、それから利用者が町内、町外どれぐらいの割合だったか分かりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 両施設とも事故の報告についてですけれども、大きな

事故という部分の報告は受けておりません。ただ井戸江峡については階段で下がテントサイドで階段を降りていく部分になっておりました。ただ急勾配で手すり等もないのでつこけられたりとか危なかったという話を聞いておりますので、昨年スロープをつけた工事をさせていただいておりますので、その問題解消には努めているところになります。

あと町内、町外につきまして、すみません、県内と県外で集計しておりますが県内が8割、県外が2割程度という形で情報を受けております。以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。議案第60号、甲佐町交流拠点施設指定管理者の指定についてでございます。先ほどから質疑ございました通り、引き続き一般社団法人パレットの方に指定管理者とするということでございます。9月議会で配布されました令和3年度の主要成果一覧にもありました通り、井戸江峡の交流拠点施設のみだけ見てみても入込客数の方が1万1,110人ときせいされており、本町の交流人口増に大きな貢献をされたということで、今後もまたそういった交流人口増に大きく貢献されることを期待いたしまして、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第60号「甲佐町交流拠点施設指定管理者の指定について」を採決します。本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号「甲佐町交流拠点施設指定管理者の指定について」は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第61号 甲佐町総合保健福祉センター施設の一部における指定管理者の指定について

○議長（宮川安明君） 日程第8、議案第61号「甲佐町総合保健福祉センター施設の一部における指定管理者の指定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） 議案第61号についてご説明いたします。議案第61号、

甲佐町総合保健福祉センター施設の一部における指定管理者の指定について、次のように指定管理者の指定をするものでございます。

令和4年12月9日提出、町長名でございます。

1、公の施設の名称、甲佐町総合保健福祉センター施設の一部、フィットネスセンター、多目的ホール、休憩室、シャワー室です。

2、指定管理候補者、熊本市東区御領6丁目8番20号、株式会社くまもと健康支援研究所、代表取締役松尾洋。

3、指定期間、令和5年4月1日から令和8年3月31日まで。

提案理由、指定管理者の指定について地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。現在指定管理を行っております事業期間が令和5年3月31日で終了に伴い、求めるものでございます。

今回応募がありました指定管理候補者は1社で株式会社くまもと健康支援研究所になります。選定方法につきましては令和4年10月24日から募集を行い、第1次審査を書類審査で行い第2次審査では事業内容についてプレゼンテーション、ヒアリングを実施し、選定委員会で審査を行い指定管理候補者の決定を行っております。

指定管理候補者は現在指定管理者を導入しております甲佐町総合保健福祉センター施設の一部の指定管理者企業体の一企業となっております。管理業務の内容は施設管理、運営に関する業務全般になり、健康づくり、健康相談、介護予防等に関する業務そして自主事業を開催するよう提案をもらっております。甲佐町健康保健福祉センター施設の一部の指定管理に関する業務を令和5年4月1日から3年間指定管理者を指定して管理を行うためご議決をお願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。継続してまた同じ事業者が指定管理者ということになるということですが、フィットネスを利用されている方またシャワー室を利用されている方それとフィットネスセンターの運営状況についてご説明をいただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） はいお答えします。直近の4年ぐらいでいいですか。令和元年度が利用者がこれは全室使ったところで1万1,295名です。令和2年度が3,911人、コロナの影響がありまして閉館とか接種会場で使用しておりますのでその人数になっております。それと令和3年度が3,434名、令和4年度今年度の10月末現在ですが3,447人となっております。シャワー室につきましては令和元年が664人、令和2年が833人、令和3年度が927人と令和4年度も同じく10月末ですが558人となっております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。コロナの影響があつて令和元年に比べたら2年以降がかなり利用者が減少されていますけれども、こういった利用者の増加というのはコロ

ナが落ち着かないということがあるかと思うんですけども、改善の見込みというのはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） はいお答えします。先ほど説明しました令和3年度は3,434人でしたが令和4年度、今年度に関しましては10月末現在で3,400人と令和3年度の1年間分を上回っております。今後令和5年度からもこの指定管理を行われる業者におかれましては自主事業を積極的に行い、入込の人数を増やすということで提案を受けておりますのでそれを期待しながら進めていきたいなと思っております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） これはもう常時だいたい何名ぐらいで運営されているんですか、甲佐町の方ではですね。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） はいお答えします。現在2名で交代制で行われております。資格についてが健康運動実践指導者を中心とした方を配備しまして運営しております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 常時2名で交代ということであれば常時1名の方がいらっしゃるという形なんですか。そしてまた色々器具がありますけれどもフィットネスなんかのですね、そういったものはあれはもう町の財産なんですかね、持ち込みとかそれからそういうのがありますか。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） すみません、常時2名でおられましてその2名が時間で交代という形を取られております。それと備品につきましては町の備品もありますし向こうの指定管理者が持って来られている備品もあります。以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。議案第61号、甲佐町総合保健福祉センター施設の一部における指定管理者の指定でございますけれども、ただいま課長から説明がありましたように、引き続きの指定管理者ということで3年度で2,499万9,000円の指定管理料ということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第61号「甲佐町総合保健福祉センター施設の一部における指定管理者の指定について」を採決いたします。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号「甲佐町総合保健福祉センター施設の一部における指定管理者の指定について」は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第62号 令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）

○議長（宮川安明君） 日程第9、議案第62号「令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい。それでは議案第62号について説明いたします。

議案第62号、令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）。

次のページをお願いいたします。

令和4年度甲佐町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,452万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億5,914万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度へ繰越して使用することができる経費は第2表、繰越明許費による

（債務負担行為の補正）

第3条、債務負担行為の追加は第3表、債務負担行為補正による。

（地方債の補正）

第4条、地方債の変更は第4表、地方債補正による。

令和4年12月9日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款10、地方特例交付金から39万円を減額し、1,061万1,000円としております。1の地方特例交付金です。

款15、国庫支出金から4,297万4,000円を減額し、14億6,595万8,000円としております。

2の国庫補助金、3の委託金です。

款16、県支出金に1,097万5,000円を追加し、5億1,303万6,000円としております。2の県補助金、3の委託金です。

款19、繰入金に1億433万3,000円を追加し、6億1,286万3,000円としております。1の基金繰入金です。

款21、諸収入に1,628万5,000円を追加し、7,111万5,000円としております。5の雑入です。

款22、町債から6,370万円を減額し、4億6,160万円としております。1の町債です。

歳入合計、補正前の額80億3,461万5,000円に、2,452万9,000円を追加し、80億5,914万4,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、議会費に6万円を追加し、1億837万7,000円としております。1の議会費です。

款2、総務費に1億370万2,000円を追加し、15億6,879万3,000円としております。1の総務管理費、2の町税費、3の戸籍住民登録費、5の統計調査費です。

款3、民生費に175万6,000円を追加し、20億4,188万8,000円としております。1の社会福祉費、2の児童福祉費です。

款4、衛生費に78万1,000円を追加し、6億3,027万6,000円としております。1の保健衛生費、2の清掃費です。

款5、農林水産業費に983万8,000円を追加し、3億499万3,000円としております。1の農業費、2の林業費です。

款6、商工費に2,509万2,000円を追加し、7億7,424万円としております。1の商工費です。

款7、土木費から1億3,031万9,000円を減額し、5億8,687万3,000円としております。1の土木管理費、2の道路橋梁費、4の住宅費です。

款8、消防費に2万5,000円を追加し、3億4,529万9,000円としております。1の消防費です。

款9、教育費に1,446万6,000円を追加し、5億5,449万4,000円としております。1の教育総務費、次のページをお願いします。2の小学校費、3の中学校費、5の保健体育費です。

款11、公債費から87万2,000円を減額し、11億2,134万2,000円としております。1の公債費です。

歳出合計、補正前の額80億3,461万5,000円に2,452万9,000円を追加し、80億5,914万4,000円としております。

次のページをお願いします。

第2表、繰越明許費です。説明は款、項、事業名、金額の順で行います。

款2、総務費、1 総務管理費、空き家利活用促進事業150万円。6 商工費、1 商工費、観光案内看板等設置事業270万円。7 土木費、2 道路橋梁費、道路新設改良事業3億906

万5,000円。同じく4住宅費、住宅使用料等滞納整理事業60万円。同じく土地所有権移転登記事業173万円。同じく宅地耐震化調査事業350万円。8消防費、1消防費、浸水対策事業2,300万円。9教育費、5保健体育費、総合運動公園整備事業3,805万2,000円。

次のページをお願いします。

第3表、債務負担行為補正、1の追加です。

説明は事項、期間、限度額の順で行います。

議会会議録筆耕翻訳料、令和5年度82万2,000円。指定金融機関業務委託料、令和5年度308万円。口座振替データ伝送委託料、令和5年度59万4,000円。支払データ伝送手数料、令和5年度6万6,000円。広報こうさ印刷製本費、令和5年度233万7,000円。町営バス運行业務委託料、令和5年度1,071万3,000円。コピー用紙購入費、令和5年度300万円。庁舎等燃料費、令和5年度850万円。庁舎等の定期特別清掃及び環境衛生管理委託料、令和5年度715万円。庁舎等の植栽樹木維持管理業務委託料、令和5年度270万円。総合行政情報システムリース料、令和5年度から令和8年度まで822万8,000円。放課後児童健全育成事業委託料くるみクラブ、令和5年度350万円。子育て短期支援事業委託料、令和5年度10万1,000円。ファミリーサポートセンター事業委託料、令和5年度108万円。地域子育て支援センター事業委託料、令和5年度206万円。

次のページをお願いします。

総合保健福祉センター指定管理料、令和5年度から令和7年度まで2,499万9,000円。ふるさと納税ポータルサイト利用手数料、令和5年度1億626万円。ふるさと納税決算システム利用手数料、令和5年度568万7,000円。ふるさと納税ワンストップオンライン申請システム利用手数料、令和5年度230万8,000円。津志田河川自然公園土地借上料、令和5年度から令和9年度まで85万5,000円。交流拠点施設指定管理料、令和5年度から令和9年度まで1,000万円。

次のページをお願いします。

第4表、地方債補正、1の変更です。起債の目的、補正額、限度額の順で説明いたします。起債の目的が過疎対策事業債から6,370万円を減額し、3億740万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法についてはいずれも変更はございません。

資料としまして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の一覧表を添付しております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） ただいま提出資料の説明が終わりましたが、昼食のためしばらく休憩したいと思います。午後は1時より再開いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に提出者の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

まず最初に歳出についての質疑をお願いします。14ページ款2、総務費から17ページ款4、衛生費まで、14ページから17ページまでの質疑をお願いいたします。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 18ページですけれども。

○議長（宮川安明君） 井芹議員、17ページまでです。

○10番（井芹しま子君） 失礼しました。

○議長（宮川安明君） はい、ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。ページの14ページで総務管理費の中の7番の諸費の説明の所の防犯灯設置工事の方で工事請負費が400万円ほど減額となっておりますけれども、減額の理由と、もし予算的なもので減額になったのであればその計画された防犯灯の事業が翌年度辺にスライドして持ち越されるのかどうなのか、その辺について説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君） それでは今のご質問に対して説明したいと思います。防犯灯設置工事費用をおとしております。防犯灯整備方針に基づいて令和3年度から毎年度段階的に西寒野打越線には設置をしておりました。今回西寒野打越線に防犯灯を設置する予定ではいたんですけれども、道路改良工事が本年度いっぱいかかるということですのでその金額をおとしております。来年度また再度予算を計上して防犯灯設置を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 15ページと言いますか会計年度任用職員の件でお尋ねしたいんですけれども。ちよくちよくと言いますか、よく会計任用職員の募集が流れるわけですけれども非常に多いななんて思うんですけれども、それほど甲佐町では職員が不足しているのか、そこら付近は非常にちょっと気になっているものですから、今任用職員の割合が全職員の中での割合と言いますか、どのくらいなのかちょっとお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） それではただいまのご質問についてお答えいたします。12月時点での会計年度任用職員の状況については総数で74名いらっしゃいます。一般の職員につきましては8月現在で129人でございますので約36%程度が会計年度任用職員ということになります。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に17ページ款5、農林水産業費から23ページ款11、公債費までです。農林水産業費から公債費までの質疑をお願いいたします。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。19ページの商工費委託料といたしましてキャッシュレス決済プレミアムポイント事業運營業務委託料ということで1,500万程度計上されておりますが前回に引き続きpaypayによるポイント還元だとは思いますが、前回は期間の方が2ヶ月間、還元率の方が20%、ポイント付与の上限が1万ポイントでございましたが今回予定されているその3つについてまずお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） この補正予算が通りました後に正式な決定をさせていただきたいと思っておりますが甲斐議員おっしゃる通りpaypayでのキャッシュレス決済のポイント還元を考えております。期間的につきましてはこの成立後ですのでそれから準備いたしますので最短2月の1か月間ということで計画をしているところでございます。

またポイントの還元率ですけれども前回まで20%ということで行っておりましたが、今回1ヶ月という最短の期間になりますので一応担当課としては10%上積みしたところの30%というところでは考えているところになります。また上限については1回あたり1,000円、月当たり5,000円を上限という形では考えているところになります。以上になります。

○議長（宮川安明君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） こういった経済対策というのは以前においてはプレミアム商品券というのが主流でございました。今コロナ禍において非接触型のpaypayというのも分かりますがそれと経費面においても費用対効果においてもこのpaypayの方がより良いというのはもちろん分かりますが、私はpaypayと今まで通りのプレミアム商品券を交互にやっていくべきではないかというふうに思っております。と言いますのも若年層の皆さんはpaypayの方が圧倒的に活用されておりますが、ご年配の方ですね、ご年配の町民の方とあとご年配のお店を経営されている方、そういった方々はそもそもpaypayでなんかいとか、そもそも私はまだガラケー使ってますとか、ほとんどご利用されていないと思いますので、できれば交互にやっていくのが公平性があるのではないかと思います、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 確かに甲斐議員おっしゃる通り高齢者の方の60歳以上等については効果が出ている部分で効果検証を見ますと利用率は上がってきておりますけれども、全体的に比べると利用は少ないのかなという部分には考えております。

そのために今回そういう要望、指摘等もありますのでなるべく町民多くの方に使用していただけるような形で担当課、また委託業者と協議をしながら使用の仕方とかその辺について勉強会ができるような形で進めていきたいなという風には考えているところです。また店等についても委託業者が今店舗等を周られていますのでより小さなところから説明していただく形で取り組んでいただけるような取り組みをしていただければなというふうに考えておりますので、その辺で対応していきたいというふうに思います。

またプレミアム商品券等については今後の対策等もありますので、その辺についてはまたその時期が来た時に検討させていただければと考えております。以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 先ほどは失礼しました。18ページですけれども経営農業振興費の中で経営所得安定対策推進事業というのがありますけれども、これが様々な補助金があると思うんですけれども、大体大まかにどういったものが一番多いのか、それと経営発展支援事業補助金がこれがだいたい何名ぐらいの方が利用されたのか、そういった点についてお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それではお答えいたします。まずは経営所得安定対策推進事業費補助金ということですが、今回計上しておりますのがこれについては水田台帳についてのデータを国のe-マップという統一システムの方に移行するための経費ということで、これについては国の方から全て補助が出るということになっております。経営所得安定対策交付金の方でございますけれども、一番多いのは麦、大豆というのが大きなものとなっております。

それとその下の方の経営発展支援事業補助金、これはその下の経営開始資金事業補助金とセットになっておりまして昨年までの農業次世代人材投資事業いわゆる新規就農者の方に5年間150万円の資金が交付されるというものが今年名称が変わりまして、資金の方が150万円の3年間、それと融資を受けて農機具等を買われた場合に対して国の方が2分の1、県の方が4分の1の補助が出るという制度に変わっております。

利用されたのはこれは今年の申請の分でございますけれども、夫婦型ということで夫婦いわゆる2名が今回申請されております。上の方の経営発展支援事業補助金こちらの方が農機具等の導入による融資に対する国、県の補助、そして下の方が経営開始資金事業補助金これが今までの150万円の3年間の方になります。今年度に限りまして途中での申請になりましたので半期分150万円の半分の75万、それが夫婦型ということですので1.5倍になりますので金額の方は112万5,000円ということで計上させていただいております。以上となります。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後1時13分

再開 午後1時13分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本田議員。

○12番（本田 新君） 12番。同じくその18ページの原油価格高騰の56万円予算計上さ

れております。こういった給付金を分配するにあたっては前回4万円ずつを経営体に分配されました。今回法人にということはいわゆるこういった補助金を出す場合、均等に出す均等割をされた。今回法人に向けていわゆる実績を加味されてこの増額がされたのではないかなという風に思っております。前回私もこういう質問をしましたがけれどもそういった点については今回このような政策をされたことについて私は高く評価しております。

ただ私は今思っておりますことはいわゆる1議員がこの議会で主張したからと言って執行部の方ではそれを採用されると、そういったことでやっつけられるという風なことがあるのかどうなのか、先だつての全員協議会でも紙によりますと一部の議員が主張したから政策が実行される、予算が阻止されるというようなことが私はあつてはならないだろうなという思いがあつて、今心の中で思っております。

ちょっと質問の趣旨が変わって申し訳ないんですけども、しかしこれは大事なことだと思しますのでやはり執行部が政策を決定されるにあたって議員の主張を加味されるということはあつたとしても、それに影響されるということはないだろうと私はかねて思っております。そういったことを含めて議会業務を軽視されているということもあつてもならないと思っております。

甲佐町には先だつての紙を紙面を町民に配られて私たちがやったから実現しましたとかいうようなことを書かれる議員もおられます。私は決してそういったことはあつてはならないだろうと思ひますし、また道路の建設にあつても私たちが主張したからストップしていますと、そういったことも言われております。

また高校までの無償化は私の2議席がいましたから実現したとか言うようなこともとられるような文章も配られております。そういったことが本当に事実なのかどうなのか、私はその点を非常に今気になっております。私は先ほども申しました通り私が主張したから今回法人にされたというのは決して思っておりません。執行部がその実績割を加味されてこういったことになられたんじゃないかなという思いはあります。そういった点において政策を決定されるにあつての町もしくは執行部、町長はどういう考えをもって今後政策を決定されるのか、それについて町長の考えをこの際聞いておきたいと思ひます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） いくつかお尋ねがありましたのでそれぞれにお答えしたいと思いますけれども。まず最初に申し上げられた原油価格・物価高騰緊急経済対策事業の補助金56万円、今回提案をさせていただいております。この件については前回の議会の時に農業をされている方々に対する4万円の助成を議決していただきました。その後いろんなそれぞれの業種から原油価格に対する支援のお願いがまいてあります。その時考えたのがコロナの対応ということじゃなくて物価高騰に対する対応ということですので、これは各業種同じように考えるべきだろうというような判断をいたしました。

そこでその基礎となつたのが農業者の方々に個人それから法人に対しても同じく4万円ということでありましたので、じゃあ個人事業所を4万円それから法人に関しては8万

円の一律定額でやって行けばいいのかなということで、そういう考えで予算を計上させていただいたこととなります。後郡内の状況も町村会の中でもこの問題についての協議をしましたけれども、この甲佐町の考えに結構同調していただいて、金額は多少違うかもしれませんがそういう考えで予算付けをされているんじゃないかなという風に思います。

それと道路それから高校までの無償化の話がありました。道路の予算についてはこれはもう基本道路整備計画に搭載されている事業を中心としてこれを年度計画を持ってこれまでも対応させていただいて予算化をしております。

高校生までの医療費の無償化については、これはこれまでもこの議会の中で多くの議員の皆さんからご提言をいただいたところでもあります。基本ですね、議会の相違としてご意見をいただく場合にはこれは執行部は真摯に受け止めてその考え方を尊重してやるべきだなという考えがあります。ただ個人的な見解で言うならば政策論争の中で提言をされたことに関しては、これはやっぱりそれぞれの考え方がありますし、執行部としてもそのことの是非については十分検討した後に判断をすべきだろうという風な考えを持っております。個人的な話でされた場合執行部がそれをそのまま受け止めるかということについてはそうじゃないということをもまずは申し上げておきたいというふうに思います。

やはりこれまでの4年間の中で議員活動をされて、それに対する自己評価、自分なりの評価を述べてあるのかなという風に私は受け止めましたので、そのことに対するコメントは私はすべきではないのかなという風に思います。ただ何度も申し上げますけれども、そのことの実現について高校までの医療費無償化については、これは郡内の町長会の中で住民サービスについてはある程度強調できる部分については強調して足並みを揃えてやって行った方がいいんじゃないか、というような見解もそれぞれ町長持っておられますので、私も同じ考えを持っておりますので、今回の件についてはその点を十分判断をして無償化についての結論を出させていただいたということでございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 町長の言われる通りだという風に思います。幾度にわたってご意見をいただいておりますのでよく読んでもらいたいというのがあります。私たちはやはり町民の代表として町民の意見をやはり議会の場で訴えて、そして議会、執行部双方ですね、本当にそれが必要だと政策だということになれば、それをやっぱり実現をしてもらうということで来たという風に思うんですね。一個人が言ったからという思惑で言ってるわけではなくて、やはり町民の代表として常にそういったことの思いで訴えてきておりますので、よく読んでもらえば本当に私たちが一般質問で述べたことがこういう風に、皆さんの協力という表現をしておりますように、本当に執行部の皆さん方も真摯にそういった町民の皆さんの声を聞いていただいて、そして実現をしてこられたという風に思うんです。ですので今後も私たちは本当に一人の力でやったという風には思っておりません。本当にやはり執行部の皆さんも真摯に受け止めてもらって実現していることなので、皆さんの協力によってという風に、よく読んでもらえれば発言をしているという風に思います。

来年選挙ですのでどうなるか分かりませんが、やはり私達は本当に町民の代表

として常に毎回の議会で伝えてきたいというふうに思ってきましたので、本当に共産党だからとかというわけではなくて、常にやはり町民の皆さんの声を届けたいというのが常にあるので、そして発言の仕方というのはやはり全員協議会の中でも、もし機会があればそこから付近はそれぞれの思いも出してもらえればいいかなという風に思います。議会そのものが本当に何と言いますか活発になって、本当に執行部にもいろんなことが提案できるようになればいいなという風に思っておりますので、私たちも本当に真摯にそういう風なことを考えておりますので、4年間何を議員はしてきたんだというような声もよく聞きますので私たちはこういった質問をして、執行部や議員の皆さんの協力を得なければ本当に実現しなかったという風に思いますので、そういった点では先走っているという風には思っていないんですけれども。そういったことですので今後とも執行部の皆さんにもぜひ議員の皆さんにもそういったことで活動していきたいというふうに思っております。これは外れましたけれども、どうしてもこれは何回も取り上げられておりますので発言をさせていただきたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先ほどの答弁の中で言い忘れたことがありましたので、あえて言っとかないといかんかなと思って。この医療費の無償化をはじめとして子育て支援の充実については各議員さんからそれぞれいろんなご意見をいただきました。ただこの医療費の無償化の引き上げについてはもっと他にもやりたいこともあるし、子育て支援の充実についてはその部分だけを見ていただくのではなくって、相対的に見てくださいというお話を、これは皆さんに私は回答してきたというふうに思っております。従って特定の方が言われたから高校生までに引き上げたということではありませんので、先ほども申し上げた通り郡内の各町との足並みをそろえる意味でも住民サービスを充実される意味でも郡内全体としてこれは考えていこうということで甲佐町もその考えに同調してそういった予算化をしたということでもあります。以上です。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩いたします。

休憩 午後1時26分

再開 午後1時29分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17ページ款5、農林水産業費から23ページ款11、公債費までの質疑を行っております。鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。ページの20ページの土木費の中の住宅費で説明の方の土地の所有権移転登記の委託料ということで項目が上がっておりますけれども、これは住宅管理費ですのでその対象となる土地の所在と今回登記に至ったその経緯、これについて説明をいただきたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） こちらの土地所有者移転登記委託料につきましては上揚団地内にある土地となります。こちらにつきましては当事農林業、旧宮内グラウンドの跡地とかそういったところの中に存在しますけれども、その土地が昭和40年代に買収されておりまして所有権移転登記が当時なされていなかったことが判明しております。それで今回県道三本松甲佐線の改良工事等が予定されておりますので、その法面部分にもかかりますことから早急に財産管理人選任等を置くなり甲佐町に登記をする必要があるということで、この委託費用を計上させていただいております。以上となります。

○議長（宮川安明君） ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

次に歳入全部についての質疑をお願いいたします。11ページから13ページ、歳入全部についての質疑をお願いいたします。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

最後に本予算全部についての質疑をお願いします。

本予算全部についての質疑をお願いいたします。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐です。予算に計上されていないことをお聞きして大変申し訳ないんですけども、12月よりやな場の方が今回初めて冬期営業をなされております。やな場については私も一般質問で冬期のこともお聞きしましたが、6月議会時点では未だ冬期の事業計画というのは出ておりませんでしたので、冬期営業に関しては私も大変期待もしていますし、注視もしていきたいと思っておりますので、冬期営業の事業計画が分かればお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） ではやな場の冬期営業についてお答えさせていただきたいと思います。今甲斐議員おっしゃった通り12月1日から冬期の営業を始めさせていただいております。期間につきましては3月まで冬期営業という形で、新聞にも載っておりますけれども、鮎の料理は出来ませんので小鉢を中心としたメインの料理を出して昼営業をメインに今行われているところです。昼については11時半から16時までということで営業されています。また、夜についてはやっぱり冬場ということで見込みが立ちませんので今は要予約という形で予約を受けられて営業されているということで、夜の営業については17時から21時までという形で取り組まれております。あと今初めて冬営業もされますので今後形態が慣れれば宴会が出来るような形でも取り組んでいきたいという風に考えられておりますので、そういう部分について町が支援出来ることについては支援していきたいと考えているところです。以上となります。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番。補正には関係ないんですけども、先月の12月4日に行われました熊本甲佐10マイルについて質問させていただきます。この12月4日に行われ

ました熊本甲佐10マイルロードレースですけれども、大会新が3件ですかね。女子5キロ、それから国内競技者そして国際競技者の3件がですね大会新、そして国際競技者の部が世界最高記録ということで今大会素晴らしい大会になったと思うんですけれども、その中で女子5キロの部で日本でも有名な田中希実選手という方が出場されました。これはちょっとした話を聞いたんですけれども、本人とかコーチとかの中ではその大会の何日か前に5キロの部が公認ということを知らなかったということでですね、それが実際そうだったのかそうじゃなかったのかはちょっと担当課の方に聞いてみたいと思いますけれども。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） お答えいたします。今田中希実選手が大会の直近になって公認大会と知ったということ今質問されました。確かにその話は私も人伝いでしてお聞きはしております。ただ公認大会については要綱等にも公認大会ということでお示しをさせていただいておりますのでちょっと本人がその部分に気付かなかったのかなということで事務局は理解をしているところでございます。以上になります。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番。日本でも有名な女子選手の田中選手でございます。そういう中においてなかなか招待しても出場できるかできないか、非常にこれは今まで招待する中でも難しかったと思うんですけれども、実際今役場職員のOBの方でいろんな営業努力をされて、今まで一流選手を招待選手として呼んで大会に参加していただいております。

そういう中においてその職員OBの方もある程度高齢ではございますけれども、そういう方の後釜と言うと変ですけれども、そういう担当課としても営業努力の方ですね。その人以外にもやってもらうならと思うんですけれども、担当課の方はどう考えておられるんですかね。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） お答えいたします。今役場OBの方が議員おっしゃいました通り営業活動と言いますか、色んな所を周られて監督さんたちと繋がりを持っておられます。うちの社会教育課といたしましても担当の方と一緒に帯同したり、主に九州なんですけれども実業団が九州の方で合宿、熊本の方で合宿をした時については時間の取れる所については訪問をして出場へのお礼、また出場の依頼等をして実業団の監督さんたちと繋がりを持っているところでもございます。以上になります。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番。私も合宿等と一緒にいったことがあるんですけれども、そういう社会人の実業団の監督、指導者ですね。その方が言われるのは、「いや、その人が事務局を外れたら今大会に参加するかわからんですよ」っていうような話もその監督さんから聞いたことがあるんですよね。そういう中において今後の営業もしっかりやっていただきたいと思いますけれども、その点もう1回よろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 今おっしゃいました通りうちの方もですね、繋がりを持つという努力はしておりますので、今後についても出来る限り監督さん達の方と繋がりをもちまして多くの参加者がありますように働きかけ、動きをしていきたいと考えております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 本予算全部について質疑を行っております。ほかにありませんか。
〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんか。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。

議案第62号、令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）でございますけれども、この予算書の中には増減はあるようですけれども、別紙の中に新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金事業の中に1番から5番までこの事業があります。今は物価高騰あたりも色々問題等ありますけれども、まだまだ新型コロナウイルス感染症対策支援事業の方もまだ拡大しておりますので、ますますこれが終息に向かいますよう期待申し上げまして、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第62号「令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号「令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第63号 令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮川安明君） 日程第10、議案第63号「令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 議案第63号、令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。次のページをお願いします。

令和4年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ223万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億1,696万3,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は第2表、債務負担行為によります。

令和4年12月9日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款1、国民健康保険税から528万9,000円を減額し、2億3,800万6,000円としております。項1、国民健康保険税です。

款3、県支出金に300万円を追加し、11億1,240万4,000円としております。項1、県補助金です。

款6、繰入金に5万4,000円を追加し、1億3,705万6,000円としております。項1、一般会計繰入金です。

歳入合計、補正前の額15億1,919万8,000円から223万5,000円を減額し、15億1,696万3,000円としております。

次のページをお願いします。歳出です。

款1、総務費に5万4,000円を追加し、3,527万2,000円としております。項1、総務管理費及び項2、町税費です。

款2、保険給付費に320万円を追加し、10億7,992万4,000円としております。項2、高額療養費及び項5、葬祭諸費です。

款5、保険事業費は項2、特定健康審査等事業費の内訳変更のみですので、補正額はございません。

款7、諸支出金に3万円を追加し、117万1,000円としております。項1、償還金及び還付加算金です。

款8、予備費から551万9,000円を減額し、1,645万7,000円としております。項1、予備費です。

歳出合計、補正前の額15億1,919万8,000円から223万5,000円を減額し、15億1,696万3,000円としております。

次のページをお願いします。第2表、債務負担行為です。

事項、被保険者資格情報等管理業務委託料、期間令和5年度、限度額26万1,000円です。今回の補正の主なものは高額療養費の増額、これに伴う県支出金の増額となります。

以上で説明終わります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

質疑につきましては本予算全部についての質疑をお願いします。

本予算全部についての質疑です。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 保険税ですけれども500万が減額補正されているわけですが、これは所得状況が反映しているのか、そこら付近はどうなんですか。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 主な理由としましては被保険者数の減少がございます。令和4年度の予算編成時点で2,611人を見込んでおりましたが、11月末時点での被保険者数が2,494人、117人減少しております。これが主な原因でございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。ページの9ページの一番上なんですけれども、葬祭諸費でございます。そこで補正前の額が40万で補正額が20万ということで一応半分近い金額の増額が今度補正で上がってきておりますけれども、その内容というのをお聞かせいただけますか。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 葬祭費の増額補正の理由でございます。過去の年度の年間被保険者でお亡くなりになられた方の数をまず説明させていただきます。令和元年度が20人、令和2年度が19人、令和3年度が17人でございます。令和4年度が11月末現在で19人既にお亡くなりになってます。例年20人弱でございましたが今年度は多いペースで来ておりますので、後1人分しかお支払いする余裕がないという状況で、このような補正をさせていただいております。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。議案第63号、令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、ただいま担当課長のご説明により主なものが高額療養費の増額、それに伴い県の補助金の増額で、総額では223万5,000円の減額の予算でございます。何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第63号「令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号「令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は原案のとおり可決されました。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩いたします。

休憩 午後1時52分

再開 午後1時52分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま奥名町長から議案第64号、令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、ただちに議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって議案第64号、令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに決定しました。

資料配布のため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後1時53分

再開 午後1時54分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1 議案第64号、令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）

○議長（宮川安明君） 追加日程第1、議案第64号「令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい。それでは議案第64号についてご説明申し上げます。

議案第64号、令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）。

次のページをお願いします。

令和4年度甲佐町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによります。

(歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ366万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ80億6,280万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正、第2条、翌年度へ繰越して使用することができる経費の追加は第2表、繰越明許費補正による。

(債務負担行為の補正)

第3条、債務負担行為の追加は第3表、債務負担行為補正による。

令和4年12月13日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款19、繰入金に366万円を追加し、6億1,652万3,000円としております。1の基金繰入金です。

歳入合計、補正前の額、80億5,914万4,000円に366万円を追加し、80億6,280万4,000円としております。

次のページをお願いいたします。歳出です。

款1、議会費に350万円を追加し、1億1,187万7,000円としております。1の議会費です。

款2、総務費に1,070万円を追加し、15億7,949万3,000円としております。1の総務管理費です。

款9、教育費から1,054万円を減額し、5億4,395万4,000円としております。1の教育総務費です。

歳出合計、補正前の額、80億5,914万4,000円に366万円を追加し、80億6,280万4,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正、1の追加です。

款1、議会費、項1、議会費、事業名ペーパーレス会議システム導入事業、金額350万円。款2、総務費、項1、総務管理費、事業名ペーパーレス会議システム導入事業、690万円。

次のページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正、1の追加です。

事項、ペーパーレス会議システム使用料、期間、令和5年度、限度額が175万7,000円です。

本補正予算は地方創生臨時交付金により議会、執行部のペーパーレス会議システム導入に係るタブレット端末等の導入及び現在の工事設計業務の電子入札に加え、物品購入や役務等の業務委託を新たに電子入札化するための予算を追加している補正予算となっております。

ります。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

質疑につきましては本予算全部についての質疑をお願いいたします。

本田議員。

○12番（本田 新君） 今回の追加提案でありますけれども1,000万近い金額のタブレット導入に対して366万の一般財源をして、この事業を遂行するというようなことで、私はこの議案書でそのように読みましたけれど、それに間違いはないのでしょうか。どうでしょうか。私の見解が間違っているのかどうか、どうぞ教えてください。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 本補正予算につきましては議会それと執行部のペーパーレス会議システムのタブレット導入の他に、これも感染防止対策という中で地方創生臨時交付金を活用して行うために電子入札につきましては今工事とか設計業務については電子入札で行なっておりますけれども、物品購入等につきましてはまだ紙入札というような感じで行なっておりますので、歳入については財政調整基金繰入金を一旦充てるような予算にしておりますけれども、コロナの臨時交付金の予算残がありましたら活用させて整備したいということであげさせていただいております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） この予算そのものにはあれですけれども、一点危惧すると思っているのがやはり臨時交付金が、これが残が残っているということでそれを活用することなわけですけれども、しようということなんですけれども。今物価高騰とかそういう件で非常に様々な分野で厳しい状況が続いておりますので、その残をこれのタブレット端末、ペーパーレス化ですね、それに充てるというのがどうもそこら付近でどうなのかというのが一点危惧するんですけれども、そういった点についてはいかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩いたします。

この前全員協議会の時にこういうことで行くって、私がいいですかって、それでいいですねということから。今更そういうことを言うただくと、皆さん全員の私は賛成だったと理解してこういうことになってるんですけれども。質問には答えさせますけれども、その辺はちょっと理解してください。質問されたことはいいですから答えはさせますけれども、その辺はご自身でお考えいただきたいと。

休憩 午後2時2分

再開 午後2時3分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それではお答えします。物価高騰対策の交付金につきましては先ほどご議決いただきました補正予算第5号で色んな形で手当てはしてあります。

今回お願いするのがコロナウイルスの感染防止対応の臨時交付金ということで、いろんな場面での感染防止を図るという意味で今回あげておりますけれども、他の町についても議会等についてはタブレット端末の導入も既にコロナ交付金で整備されている状況もありますし、来年度予算計上するにしても一般財源ですということになれば、その分は町費を使用するということになりますので、今回コロナの交付金を活用しまして整備をします。そして来年度する予定でしたペーパーレス会議システム導入については今年度行いますので来年度使うはずだった町費についてはまた他の色んな住民サービスに使用できるというような考えで、有効活用という意味でコロナウイルスの今回の臨時交付金を活用させていただくということでございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） 議案第64号、令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）でありますけれども、ただいまの担当課長の説明の通りコロナの補助金を使ってこの事業を遂行するということですので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第64号「令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号「令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩いたします。15分より再開いたします。

休憩 午後2時6分

再開 午後2時15分

○議長（宮川安明君） 開会前ですけれども今執行部から全員協議会の開催依頼を受けております。本会議終了後、議員の皆様は全員協議会を開きますのでそのまま残っていただくようお願いいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議会活性化に関する調査特別委員会からの中間報告の申し出について

○議長（宮川安明君） 日程第11「議会活性化に関する調査特別委員会からの中間報告の申し出について」を議題とします。

議会活性化に関する調査特別委員会から中間報告の申し出がっております。

お諮りします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

従って、議会活性化に関する調査特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

福田委員長の発言を許します。

福田委員長。

○9番（福田謙二君） では今から議会活性化に関する調査特別委員会中間報告を行います。議会活性化に関する調査特別委員会中間報告につきましてはお手元に配布しております通り、令和5年度中の導入について執行部に対し検討していただきたい旨の報告を行うこととしておりましたが、先ほど追加提案された一般会計補正予算第6号において予算化されましたので議会活性化に関する調査特別委員会中間報告の配布を持って中間報告といたします。以上です。

○議長（宮川安明君） これで議会活性化に関する調査特別委員会からの中間報告は終了しました。

日程第12 議会運営委員会行政視察研修報告について

○議長（宮川安明君） 日程第12「議会運営委員会行政視察研修報告について」を議題とします。

この報告については議席に配布のとおりですので、朗読を省略します。

○議長（宮川安明君） 以上で議会運営委員会行政視察研修報告を終わります。

日程第13 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第14 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮川安明君） 日程第13「総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、日程第14「産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、以上の2件については一括議題とします。

お手元に配付のとおり、総務文教・産業厚生の中の二つの常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

ただいま申し出の二つの常任委員会からの申出書のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申し出については、申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第15 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮川安明君） 日程第15「議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。申し出のとおり閉会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第16 議会活性化に関する調査特別委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮川安明君） 日程16「議会活性化に関する調査特別委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題とします。

お手元に配付のとおり、議会活性化に関する調査特別委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。

申し出のとおり閉会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議会活性化に関する調査特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

これで会議を閉じます。

閉会前に当たり、奥名町長よりご挨拶をお願いいたします。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、12月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、12月9日から本日までの5日間にわたり、ご提案をいたしました案件につきまして精力的にご審議いただき、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日ここに閉会の運びとなりましたことは、町政の執行に当たり、ご同慶に存ずるものであります。

ここにご議決をいただきました令和4年度一般会計補正予算をはじめ、各議案の成立によりまして、町政全般にわたり、なお一層の政策推進を図り、町民の皆様の福祉の向上に努めてまいります。

さて、年明けの2月には甲佐町議会議員一般選挙が執行予定となっております。議員各位におかれましては今回が任期中最後の議会定例会となりましたが、これまで町政発展のため多大なご貢献をいただきましたことにつきまして、改めて心からのお礼を申し上げます。ありがとうございました。

なお、次期選挙におきまして再選を目指されます議員の皆さんにおかれましては、ご当選を心より祈念を申し上げます。

今年も残すところ後わずかとなりましたが、これから本格的な寒さとなってまいります。議員各位におかれましては健康に十分ご留意いただき新たな新年をお迎えいただきますよう心から祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮川安明君） 本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、9日に開会し、本日13日までの5日間にわたり重要案件を終始熱心に審議され、本日ここにすべて議了し、無事に閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともに誠に同慶に堪えません。ここに今期中における議員並びに執行部各位のご努力に対し、深く感謝を申し上げます。

なお、町執行部におかれましては、議員各位の意見等を尊重していただき、町政発展に向けた今後の施策に十分反映されますことを切に希望するものでございます。

また、今定例会まで4年間議長として 職責を無事に終えることができますことは議員各位並びに執行部の皆様方のご協力の賜物と感謝申し上げる次第でございます。

先ほど町長からご挨拶もありましたように来年2月には町議会選挙がございます。再選を目指される議員各位におかれましては全員が当選の栄を得られますよう、再びこの議場において町政の発展のためにご尽力いただきますよう心から祈念を申し上げます。

最後に皆様にはくれぐれも健康にご留意いただき、輝かしい新年をお迎えいただきますようお祈りを申し上げ、令和4年第4回甲佐町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後2時24分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲佐町議会会議録
令和4年第4回定例会

令和4年12月発行

発行人 甲佐町議会議長 宮川安明
編集人 甲佐町議会事務局長 北畑公孝
作成 オフィスエムワン TEL (096) 234-2208

甲佐町議会事務局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4
電話 (096) 234-1198